

平成21年3月17日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

|     |         |     |           |     |         |
|-----|---------|-----|-----------|-----|---------|
| 1番  | 村 越 比佐夫 | 2番  | 山 下 伊都子   | 3番  | 宮 地 葉 子 |
| 4番  | 田 辺 守   | 5番  | 西 村 将 伸   | 6番  | 坂 本 あ や |
| 7番  | 矢 野 昭 三 | 8番  | 浜 田 純 一   | 9番  | 畦 地 一 弘 |
| 10番 | 森 治 史   | 11番 | 門 田 仁 和 子 | 12番 | 西 村 策 雄 |
| 13番 |         | 14番 | 小 松 孝 年   | 15番 | 下 村 勝 幸 |
| 16番 | 竹 下 芙佐雄 | 17番 | 大 西 章 一   | 18番 | 明 神 照 男 |
| 19番 | 山 本 久 夫 | 20番 | 小 永 正 裕   |     |         |

不応招議員

13番 前 田 寿 郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長               | 下 村 正 直 | 本 庁 副 町 長         | 澳 本 造   |
| 佐 賀 副 町 長         | 山 本 牧 夫 | 本 庁 総 務 課 長       | 植 田 壮   |
| 佐 賀 総 務 課 長       | 藤 本 岩 義 | 税 务 課 長           | 松 本 輝 雄 |
| 住 民 課 長           | 米 津 芳 喜 | 大 方 健 康 福 祉 課 長   | 谷 口 明 男 |
| 佐 賀 健 康 福 祉 課 長   | 大 塚 一 福 | 産 業 振 興 課 長       | 松 田 二   |
| 海 洋 農 林 課 長       | 矢 野 健 康 | 大 方 ま ち づ く り 課 長 | 松 田 博 和 |
| 佐 賀 ま ち づ く り 課 長 | 中 島 一 郎 | 会 計 管 理 者         | 野 並 純   |
| 教 育 長             | 松 並 勝   | 教 育 次 長           | 坂 本 勝   |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

議事日程第4号

平成21年3月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議事の経過

平成21年3月17日

9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を始めます。

諸般の報告をします。

前田寿郎君から欠席の届け出が出ておりますのでご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

おはようございます。

議員の皆さんには、大変お忙しいところこのように大勢ご出席いただきましてありがとうございます。一般質問も今日で2日目ですが、いつも申し上げますように真摯（しんし）に一生懸命答えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一応私なりに、町民の代弁者として質問を致しますので、やさしいご回答をお願い致したいと思います。

1点目。21年度の重点項目、この合併して早もう3年を過ぎろうとしております。まあそういう中で、いろいろいうたら行政の中で、町民に見え難い、また議員と執行部の意思の疎通。いろいろまあ利害も行き違いも出てきておると思いますけれども、一応黒潮町としての2つが1つになった。大局に立った目線で職員、または執行部あるいは議員が黒潮町の町民のためにどのようなこれから政策でこの1年間を、予算を消化していくであろうと。こういうまあ視点から予算の重点項目について、まあ町長にお伺いしたいと思います。

2点目。農業や水産の課題をどのように捉えているか、またその課題に対して、どのように対応すべきと考えるか。雇用の促進につなげる考えはないか。というのは、一応この2月から雇用対策として30人雇用して、松原の清掃とかそういうことで雇用対策は2カ月足らずのことの予算で計上して実行しておりますけれども。その人らの考えとしては、もっと続けてほしいというまあ意見もございます。それで県のいうたら、今まで新聞紙上で言われておる雇用促進。この雇用促進をいかにどう定着さすかというでも単発的な予算でありますので、長続きしないと思うんです。

そういう中で、いろいろ町としてはその商品開発したり、まあ地域の活性化とかいろいろ流行語使って予算を、微々たる予算をつけて機械を買うたり、どこの場所でどうするだとかいう話もしておりますけれども、私

は非常にこの今の時期に、そういうその商品開発するとか言うて、機械は買った、人は付けた。だけど基本的に、その商品開発をする言うのはしょいことなんです。でもそこに従事する人が、作る人と食べる人。また、そのそういう技術を持った人。こういうような人の選定ですか。まあこういうことには一切触れないわけですね。ほんと僕は、従来からそういうことには非常に関心を持っておりますけれども、やはり自分が経験した中ではやっぱり技術者というのはそういうノウハウを持った人。また、そういう調理師とかいう技術を持った人。ほんと、黒潮町にしたらいうたらスーパーのいうたらバイヤーとか。そこで、明神水産みたいにいうたら営業に物を売る営業に行って、相手の買い先のバイヤーといろいろコミュニケーション図ったノウハウの問題。そういうことを総合して、従来から私が言うておるよう雇用促進協議会のメンバー、町のメンバー、またそういう企業、いろいろなとこのメンバーと1回寄って話し合いをしたらどうかな。話し合いして、そしたら町がどこまでのいうたら、介入してどこまでバックアップができる。そういう基本的な、やっぱ商品開発で黒潮町を売り出すために、黒潮町の雇用拡大するためにはいろいろな枝葉の問題、幹の問題、そういうことを議論してからね、予算を格付けしてもらいたい。予算が先走って、物は出来たけど売るとこがない。こさて作ったけれども魅力がない、味がない。こういうことでは何ら意味がなさない。ただ任期期間中に私はこういうことをしましたと言うても、黒潮町の人ですら、まだ十分知っていない。そういうことで非常に私もまあ残念に思うんです。

職員の中にいろいろなうたらノウハウを持った、机の上でじっと予算を消化するだけでは魅力がない。いろいろネット上で引っ張り出して、こんな団体こさえたらこんな予算が付くとか言うて、いろいろなうたら活躍しておる方もおるわけですから、やっぱりそういう人のね、意見を聞いて、やっぱ町長としては魅力ある黒潮町に任期期間中は、もう町民に付託されちゅうわけですので、勇気と決断を持って実行でき、その実行したことが実るような投資の仕方。こういうことを真剣に私は考えてもらいたいし、また、職員の中、また企業のそういう中でノウハウもいただいたて実のある予算を消化してもらいたいなど。こういう考えですが、ここ

の点について町長の明快なご答弁をお願いしたい。

### 3番目。同和行政について。

差別のある限り、行政の責務は全うされるべきと考えるが、それについてどのように推進する考えであるか。このことはなぜ私が今になってこういうことを言いますと、いろいろな差別事件がここ多発しおる。昨年の暮れからこの春にかけて。それはいうたらその担当者は十分知っている、把握しておる。それでそういうことを知っておりながら、措置法が13年に切れて、平成8年ごろから国としてはいうたら答申の中で一般対策に移行する。するけれども差別のある限りには、その格差が出た折には行政としての責任として、格差を是正せにやならん、責任を果たさなならんという答申を政府は受けて、各市町村へそれを下ろしておるはずなんです。そこを十分町長として把握しておるのか。そこを1回目はご答弁をお願いしたい。

### 4点目。職員に対する危機管理をどのように考えているか。また、的確な管理のためにその方策はどうすべきと考えるか。

これ私、2回ぐらい質問したんですけど。業務日報ですか、これをぜひ書かしたらどうですかと。いや、それはパソコンで書かしよう言うけれども、あれはパソコン等そういう買うた折には既にそういう書くところは入っておったはずなんです。ほんと、そういうことを考えてもまだ十分徹底していない。徹底しない。ほんと今よう言われるのは、パソコンが出来てすっとこうどつかへ行って漢字を書く折、漢字を忘れることが多いと、こういう話ちらほら聞くわけですが。

ほんとそういうことを考えた折に、やはり私がまあ議会活動をやる中で一番参考に、我々がいうたら何年か前に問題があることを今ここで発覚して調査する折に、誰が担当であつていうことはまあいうたら役場で分か

るわけですわ。ほいたらその方を訪ねて行たら、いうたら何十年前のいうたら何年前の日報を持っておると。本当に自分がそこへ携わっておったかということを聞いたら、携わっておったという事実が出てくるはずなんです。ほんでそういうことを出てきた場合には、非常に問題解決が早い。いう1つの利点もあるし、ほんで前回も言いましたように本人のためにもなる。

ぜひこれをいうたら管理する、また町長としては必要でないか。そういう指示を職員に対して、私は町長として、職員を町民から管理する権限を与えてもらうわけですので、勇気持って職員にその通達ですか、指示をしてはどうか、ということを1回目にお伺いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

村越議員のご質問にお答えを致します。

まず21年度の予算の件でございますが、施政方針ならびに予算概要で説明をさしていただきましたが、20年の6月議会でご承認をいただきました今後の黒潮町の進むべき方向と主要施策あるいは重点施策を定めた黒潮町総合振興計画が策定されました。平成21年度は、この振興計画の基本構想に沿って、具体的に実行していく年というふうに考えております。また、合併後4年のいわば暫定期間といいますか調整期間の最後の年にも当たります。また私自身の黒潮町長としての任期の最後の年にも当たります。そういった意味で、今後とも元両町のですね、完全なる融和に向かって頑張りたいと思いますし、また私は合併以前も合併後も現在も、旧佐賀町、あるいは旧大方町がというよりは、この我々の住まいする高知の西南のこの地域が、これから先どういうふうに継続して発展していくのかということを思っておりましたし、今もそのように考えております。

まあ、そのようなことで予算の重点項目といいますか、それにお答えするわけですけども、一つ一つ内容を私なりに考えておりますと、本当に全てがですね大変重要な事柄ばかりというふうな考え方を持つわけですが、中でも緊急な対応、あるいは中長期的な対応というふうにも考えなければなりませんし、そういった意味で議員の2番目の質問にもございますが、地域の産業の振興と、それに伴う雇用の促進と創造ということが一番喫緊の課題であるというふうに思っております。大変失礼な言い方になりますけれども、ご質問の中には雇用の促進につなげる考えはないのかという問い合わせですが、常にそのことを考えてやってきておりますし、そのことが再度繰り返しますけども、一番大事な課題であるというふうに思っております。そういった意味で、この度、産業振興ということで、高知県の方でもですね高知県あらゆる経済指標の低迷ぶりを見まして、知事もあのような熱の入れようですね、その産業振興政策を打ち出しておるわけですが、私どもも従来からそういったことを念頭に置いて、いろいろな取り組みをしたわけですけども、本当に中身が見えない、実効性が乏しいという議員のご指摘に甘んじてですね、認めざるを得ない部分もあります。というのは、やはり脆弱（ぜいじやく）な財源の中でですね、地域の資源を発掘し、それを1つの商品として中央に売り出して、いわば外貨を獲得すると、こういうことが我々には大変今の時代厳しい取り組みでございまして、いまだにこれといったですね、そういった特産品等を開発するに至っていないというのも事実でございます。

しかしながら見方をえますと、その素材として佐賀地域での天日塩、あるいは大方地域での黒砂糖、あるいはドクダミとかいろいろなものがですね、今まで世に出ようとしておるというふうに自分では捉えております。まあそういう機に、先ほど申し上げました県の産業振興の取り組みと、また国のですね雇用の関係等も当然ございますが、地域活性化生活対策交付金事業あるいは緊急雇用対策基金事業、また、ふるさと雇用再生特別基金事業、そして我々のやっております雇用促進協議会においての新パッケージ事業、あるいは地域雇用創造実現事業と、こういう取り組みの中で、まさに今まで我々が取り組んできたものですね、1つの形にな

ってくるんじゃないかなと、またそうしなければならないと思っています。

その根拠、ポイントを申し上げますと、県の方の事業ですね、この度その加工の基地的なものを造るつもりであります。そこで黒潮印の、これは振興計画にもうたっておりますが、黒潮印のまあ、さしつせそということで考えておりますけれども。これは今までですね、大きなポイントは我々単品でその商品化を図り、販売戦略をということで進めておりましたけども、なかなかこれには問題があるといいますか、難しい面がございます。今度このさしつせそ計画ですね、黒潮町の天然素材を利用して、それを一定の安心、安全の食物と商品として認証制度を作つて、認証してですねこれを1つの黒潮印の商品としての束に束ねてですね、まあ季節によっては10の商品があるものが3つ4つ入れ替わったりとかですね、そういうこともあっていいんじゃないかと思うんですが、そういう黒潮印の束としてですね、製造販売の戦略にかけていくと、こういうふうなつもりであります。これは大きいこと言ってはいけませんけども、県の方にも強く訴えてですね、今回の県の産業振興計画の中でも目玉的な取り組みとして私は十分いけるんじゃないかというふうな思いもしております。

そういう中で中長期的にですね、潜在的な雇用というものをつくり出していくと。緊急な雇用については先ほど一過性というような話がありましたが、これについても国や県の事業をですね、最大限利用をして、少しでも、1日でも雇用の機会を提供するということにも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

村越議員のカッコ3、同和行政についてお答えさせていただきます。

日本固有の人権問題である部落差別は、憲法が保障する基本的人権にかかわる重要な問題です。1969年に制定した同和対策措置法は地域改善対策特別措置法、そして地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置にかんする法律へと33年間引き継がれ、2002年に失効しました。

この間旧佐賀町、旧大方町においては住環境整備や産業振興等の主要なハード事業はおおむね完了し、一定の成果を収めることができました。しかし、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。同和問題にかんする国民の差別意識は着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在していると、2002年に閣議決定された人権教育啓発に関する基本計画で明確に示されているように、部落差別は今なお解消していません。このことは2005年に旧大方町で、また2006年に佐賀地域で実施した人権問題にかんする意識調査でも明らかです。

あなたは部落差別が現在もあると思いますかの問い合わせに対して、依然として差別はあると、まだあるが徐々になくなっているを合わせると、旧大方町で65.8パーセント、佐賀地域で68.6パーセントの方が、今も部落差別があると答えています。一方、差別はないと答えた人の割合は19.2パーセントと16.7パーセントとなっています。また、32.1パーセントと24.4パーセントの人が、結婚問題をはじめとして同和地区や同和地区の人ということを気にしたり意識したりすることがあると回答しています。

大変残念なことですが、2006年12月には本町川奥の県道秋丸線で、賤称（せんじょう）語を使った差別落書き事件が発生しております。また、2008年10月には四万十市において本町の地区名を挙げた差別発言事件が発生し、調査中です。

今後は、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえてさまざまな人権問題、特に高知県人権尊重の社会づくり条例で明らかにされている私たち身近な7つの人権課題との関連を考慮しながら、部落差別の解決を目指していきます。

人権教育啓発事業については、部落差別をなくする運動、協調循環関連行事、集まれ魂拓人（コンタクト）で行う人権啓発コンサート、黒潮町人権教育研究大会で行う人権問題教育啓発講演会、女性泊まり合い人権教育研修会、人権教育推進講座年5回。黒潮町町民大学人権週間関連行事、各小中学校で行うPTA人権問題研修会、横浜保育所の保護者を中心とした家庭教育学級横浜成人集会、横浜地区人権同和教育学習会年3回、万行地区人権同和教育学習会年1回、横浜解放まつり、大方人権まつり、そして、町人権大会や全人同研大会などの人権教育研究協議会関連事業です。このように町ではさまざまな人権教育、啓発にかんする行事を開催しており、各種人権課題と関連させながら部落差別をなくする運動、協調循環関連行事、横浜解放まつり、大方人権まつりをはじめとした同和問題にかんする教育啓発事業を行うこととしています。

今後も黒潮町人権教育研究協議会の活動を支援するとともに、連携し協力をしながら、黒潮町の人権教育啓発の手法について調査研究を推進し、差別のない社会を目指していきます。

以上お答え致します。

議長（小永正裕君）

渥本副町長。

本庁副町長（渥本 造君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

若干ご質問の要旨とですね、私がお答えすること、若干ずれも出てこようかと思っておりますが、それで答えることによってですね、ご質問の趣旨に何とか結びつけていただけたらなとこんな思いでお答えをさしていただきたいと思っております。よろしくお願ひをします。

ご質問の要旨につきましては、職員に対する危機管理をどのように考えているか。また、的確な管理のためにその方策をどうすべきと考えるかという質問の要旨でございます。危機管理のいいましたら地方公共団体において、想定される危機管理は、地震や台風などにより大規模な自然災害など不測の緊急事態が発生した場合に考えられると思います。ただご質問の要旨につきましては、公務員倫理にかかるわる一貫した考え方ではないかなど、こういう思いでお答えをまずさしていただきたいと思っております。

職員がまず職務に取り組む姿勢につきましては、住民への対応、あるいは個人情報の取り扱い、職員の不祥事など、私たちの組織の中から発生するさまざまな問題によって、社会的な信用や行政運営の安定が損なわれないように注視しなければならないと思います。そのためにはまず職員自らが専門性を高め、あらゆる研修会や日常の業務を通じ、災害等に対する知識や全体の奉仕者としてあるべき意識を高めることが大切だと思っております。以上のことから、高知ひとづくり連合が行われますあらゆる研修会等に継続した取り組みを行うことと致したいと思います。また、そのように行っています。

最近の研修会と致しましては、セキュリティーの研修を実施致しまして情報の漏えいや専門的知識の習得および公務員倫理の確立に向けた研修を重ね、職員の高揚に努めているところであります。また的確な管理につきましては、大変難しい問題でございますが、まずは自らが自治体職員の立場を認識し、服務の根本基準であります全体の奉仕者であること、あるいは職務に専念する義務ならびに職務上知り得た秘密の保持等、一人一人の職員が自覚し、職務を遂行することにあると考えております。

従って、不測の事態に備えまして業務日誌を作成すべきではないかというご質問の趣旨であったかと思います。以上のことから、ただ今お答えしました内容を踏まえまして、ぜひともご理解いただきたいなと思っております。まずは、日常の業務にはそれぞれの職員が不測の事態に備え、日報を記録致している職員もたくさんいます。業務が複雑あるいはまた多岐化しております、日報の義務化につきましては、現在のところ直ちに行うという考えは持っておりません。といいますのは、先の議会でも山本副町長の方からお答えを致しまし

たように、我々の作業日報につきましては、パソコンで管理を致しております。そういうことから今のところ、直ちに日報を作成するといったような考えは持っておりませんので、よろしくお願いを致したいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ1点目については、まあすぐ結果ができるわけじゃないんでそれはそれとして、まあ町長の本当の姿勢いうか、予算は部下が使うわけですけれども、やっぱそこにまあきちっとした町長に見えるような行動なり、予算の消化をしてもらうべきじゃないかな。ほんでもまあ監督責任の中で誰に聞かれても、即、答弁のできるような足跡を残していただきたい。このことについてお伺いします。

ほんでも2点目。農水問題をどのように考えているかということですが、まあこれ担当課長にお伺いしますけれども、今のいうたら水産関係、まあ百姓のことはあまりハウスで、ビニルハウス見るばあで、あこで何を作りようかということは十分把握しておりませんので、あんまり多くはまあ語れませんが。水産関係で、この黒潮町の地域の中で、港から毎日出入りしておる漁船。これのまあ最近のいうたら所得がもう大変こう落ちておる、漁獲が。まあこういうことを考えてあえて質問するわけですけれども、やはりほかのいうたら労務者以上にその漁業者が失業とは言わんけれども、出漁日数が非常に少のうなってる。こういう環境を見た折に、行政としてどういう手だて、どういう対策が持てるか、持てないのか。実際に担当職員らが各単協の漁業組合へ出向いて、いろいろ生の声を聞いているようなまあ行動、こういうことをまあ十分把握すべきではないか。このことについて、まあ課長にそういうその部下に対して指示、こういうことをしていただきたい。そういうことせんと雇用対策じや、ねえ、不景気じやあ好景気じやあとか消費者じやとか、いろいろ言うても始まらん。やっぱ実際に我が足を運んで、実感をつかんで何を要するかということをまあ把握していただきたい。このことについては、十分そういうことを6月議会までに足跡残していただきたい。もう1回質問しますので。

それと県の政策ではいうたら、去年度ですか、新聞でもあの黒牧のいうたら状況が非常にこう海流の関係で、魚がつきぬくうなっておるという。ほんでも、そのまあ位置について、配置について、県も一応検討し始めております。そういうことをもう検討じやのうて、やっぱり地域の漁業者の生の声を担当として、県の方に海洋局の方に打ち上げて、早急に、来春のいうたらカツオ時期には一応まあ変更しておるというような形に持つてもらいたい。これは海流の関係で非常にカツオがおかへ来ぬくうなっておる。まあいろいろ位置について、その個所についてはいうたら1基で1億なんぼの水揚げされたとか、されてないところは1千万ぐらしかされてないとか、非常にこう効率が悪い個所が多く出ておる。そういうことが言われておりますので、これは早急に県の海洋局の方で、漁業組合長らとも提携をしながら、配置の位置をまあえてもらうような働き掛けをしていただきたい。そのことをお伺いします。

3番目、同和行政に対する問題でございますけれども。職員とか、ある知識ある人なんかはある程度のことはご理解は願っておりますけれども、かしこけりやかしこいほど黙秘を使う。いらんこと言われんということで。だけどこれはね、非常に大事なことは一般対策に移行したということで、今まで同和対策事業の補助率、補助を目的があつて箱物建て、いろいろ政策を打ってきたことが、一般対策に移行したからというて、それを一般の施設として扱おうとする行政の姿勢。これは一番反省せにやならん。国は一番それを心配しておった。が、それがもろに市町村に出てきておる。先だって住宅の選考委員会の中でも、何ら説明なしに選考開いて条例のとおり。私も条例は気が付かなかつて、まあ私にも責任がありますけれども。やはり、同和対策事業とし

て住環境の整備で住宅建てた目的、これは半永久的にその目的は行政として外しちゃならん。そのいうたら認識が、行政にもって差別をなくする姿勢があるかないかで、曲げられていく。この姿勢なんですよ。

ある市町村については、一般対策に移行したとしてもいろいろ、いうたら行政の中で、まあ反対する人もおるわけですのでやりぬくいから、一応選考委員は平常の選考委員の中でやりながら、隣保館のその地域のある隣保館からの館長の意見具申を添えて、行政としてそれを使う。法律がないなったわけですから。いろいろ試行錯誤して、部落差別を解消に向けた努力はしよう。そういうことで、これはいうたら意見具申の中で措置法が切れるということで、長年総理府として検討てきて答申を出したのが、何年ですか、これ。平成8年の5月17日に市町村にもう回ってきちょうはずなんですわ。

同対審答申は部落差別が存在する限り、この行政は積極的に推進しなければならないと、指摘しております。特別対策の終了すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄ではない、意味するものではないということは言うまでもないが、一般対策に移行後は、従来にも増して行政の基本的人権の尊重を目標としてしっかりと見据え、一部の立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めると。地域との格差ができたら早く把握して、早う底上げせなならん。こういう意見具申で締めくくちゅうわけんですよ。分かる。法律が切れたき、差別がないなったいうがじやない。いろいろ事業法の中で弊害が出てきた。出てくる中で、やっぱり次の政策はこうですよということを言われておるんですから、意見具申は。これは生きておるん。そこを十分せんと、地域にも混乱を招くわけ。あたかもなんちやあ差別はしょらんと言うて、言うてもそういうとこにひずみが出てくる。その解消するものが行政なんです。責任なんですよ。そこらあたり十分認識しておるのか、町長にお伺いしたいと思います。

#### 4 番目、職員に対する危機管理。

確かに危機管理ということはちょっと、どぎつかなあと思うたけれども、私はいうたら職員が自らいいろいろな運動の中で身分を、労働条件を守るであれば、町民も身分や権利を補佐してやる。そういう立場のまあ職員を、力入れてもらいたいなど。県の統計上、幡多郡の所得の格差、これは公務員と普通労働者との格差が非常に差がある。こういう統計になっておるんです。その格差をひがむわけじやないんです。いろいろそこの人の身分や条件が保障されておる職場におけるから、それはそれでよろしい。ね。だけど、そういう安定した所得と身分と、まだそれにまして権限を持っておる。職務権限を持っておるわけですから。そういう中で、そういうたら職員を管理する、町民に付託されておる町長が、ね、きっと管理責任を感じるなら、何か1つ職員に指示をしたらいかがですか。その指示すらできんもんは何が開発できますか。自分の空想と想像で物事は開発できない。やっぱ1つの筋を通して、指導的立場の町長が、最高責任者が、あなたいつも言われておるよう執行権を行使するとかいう言葉を我々は2回も聞いておるけれども、やっぱそれだけの権限があるもんであればそれだけの責任がある、比例するぐらい。その責任を全うしてもらいたいということが私の考えなんです。そこらあたり町長、毎日の日報を毎日書けじやない。2、3日自分が記録があるうちに1行くらいすっと書いて、自分が保管し、それを月の初めなりに課長に見せるぐらい、何の時間がかかるんよ。佐賀は何十年もやってきた、佐賀の職員の折はね。それがものすごい我々にだって参考になった。

近代的になった、文化が進んだ、機械が進んだからいうてパソコンでやったち、ね、誰が管理できる。書いてない、打ち込んでない人に打ち込めいうて課長が指示したか。聞いてない。なんで早うそれぐらいのことやったらパソコンの中に、月の終わりぐらいに課長が開けて見れるようなことで、ほいたらそこで誰が打ち込んでなかつたら、打ち込みなさいやというて指示をささないかん。そこへ打ち込むようになつちゅうきにいうてね、やらしようやらしよう言うても誰が点検しようの。図書館へ行って、ああ、あの子は図書館へ通いようき、なんばか本読みようやろ言うたち、どの本読んでやら分からん。ね。もんてくる人もおるかも分からん。ね。

そういうこと考えた折にやっぱり町長、指導的立場、最高黒潮町の最高権力者がね、それだけのことは指示してくださいや。

その点どうですか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

議員の2回目のご質問にお答えを致します。

まず私の方にですね、予算の執行、あるいはその過程において誰に聞かれてもちゃんと答える、そういうやり方をしなければならないということですございますが。この点についてはいろいろあろうかと思いますけども、私はむしろですね、総合振興計画の計画樹立の段階ですね、出てきました事務事業の行政評価ということを他市町村に先駆けてですね、かなり中身のある、そういう評価をするということで前にもお示しました。まあそれも既に始めておりますので、そのことによってですね説明も十分できるし、またより透明性というのもですね、出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので。

まあいろいろ取り組みとしては他にもあろうかと思いますけども、まずはこれを中心にですね、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

次の2番目の問題については、課長の方から答弁さします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

村越議員の沿岸漁業の振興についてのお答えをさせてもらいます。

漁業振興については、それぞれですね漁協との協議を進めておりまして、毎年組合の要望等聞く中で、県事業を取り入れたりして行っております。

それから県の実施の黒潮牧場についてですが、幡東水産振興会でもですね、この浮き魚礁の設置の場所、足摺沖9号ブイがですね、沖合いにあるということでこの経費面、操業の経費面とかがありまして、もう少しこの近場に黒牧が欲しいという要望を続けてきておりました。

それと、観測機能を有する黒牧が必要ではないかということで要望、県の方に続けておりましたが、県ではですね、漁獲効果の少ない黒牧については一定再発注のときに検討するという答えをいたしましたが、このほど場所によってですね、漁獲効果がすごく差がありまして、再配置のときにその場所を検討するということが先ほどの県議会の方で示されましたので、今後ですね、より高い場所への設置ということを要望していくみたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは、3番目の同和行政についてのご質問にお答えを致します。

先ほどございました同対審ですね、平成8年5月のその答申については私も認識はしております。一般化したのが13年だったと思いますが、それまでの過程の中でですね、そういった通達もあったということで認識はしておりますが、結果として我々も差別の実態というのはもう認識しておりますし、私も個人的にですねいろいろな皆さんと最近もお会いしたときにですね、その差別によって、こういうことで差別を実際事実上受けたというふうなことがあって、なるほど今までにそういうことがあるんだなということで、本当にそのことは

憤りすら感じました。まあそういうことですから十分その認識はしておるつもりでございますが、結果としては地対財特法が一般化したわけですので、我々の今よりどころとする条例もですね、まあこの住宅にかんして特に条例も審査の委員会の方でですね、町民どなたでも公平にですね、その入居できるというのが基本になつておりますので、いろんな配慮はあるとしてもですね、我々それに従わざるを得ないというのが現状でございます。

次に、職員の業務日誌の件ですが、議員のご指摘については本当に、本来はそうあつたらいいんじゃないかなというふうに正直思っています。いうのがですね、行政われわれ日ごろの業務の中でですね、数年あるいは十数年前ってようなこともありますけれども、のことが問題になってですね、そのときの関係書類等をいろいろ探したりなんなり、またそのときに担当した者に、場合によっては退職した職員にさえですね、当時のことを見て回るというようなことも間々ございます。まあそういったことで行政としてはですね、正式にその顛末（てんまつ）を一定の公文書、あるいはその付属書類として保管、管理をするということが大事なわけですけれども、まあ個人のメモがですね、それにどのように、法的なことにはなかなか面があろうかと思ひますけれども、ただそのときのいきさつをですね、つなぎ合わせていく1つの材料というには十分なり得るというふうに思っております。また私自身が、前の仕事のときにですね、まあいろいろ現場的なことは、皆さんの利害関係の調整等はもっぱら一人でやっておりましたから、日ごろから常に40や50の項目のですね、問題といいますか、そういうことを抱えておりました。ですから、日誌ではないですけれども手帳にですね、その項目を全部書いて、その解決の過程もですね、非常に短いメモでしたけども全部つけて、数十冊に及んでおります。

そういうことを考えますと、本当に1つのそのときのですね記録をとっていくということは大変重要なことであろうと思っております。

それから、パソコン上でということで再々答弁もさしていただいておりますけども、これもご指摘のようですね、十分な状態ではないということも認めます。まあそういったこといろいろ考えまして、正式に業務日誌ということでなくてもですね、その必要性を職員に理解をしてもらってですね、個人的なまあ手帳、メモでもいいかと思いますが、そういったことを取り扱った事柄の顛末（てんまつ）をですね、経過、顛末（てんまつ）をメモしていくという習慣をですね、つけていくということに対して職員にまあ指示といいますか、そういう訴えをしたいというふうに思っております。

またその後ですね、成果を見て、議員の言われるように業務日誌というかっちとした形にするかしないかはそのときに考えたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあこれ以上言うても、ね、答弁に困ると思いますので2番目、まあこれにちょっと時間かけたいなど、こう思っております。

2番の教育行政全般についてというテーマやつておりますけれども、これで5回目かな、小学校の件。これ安易にいうたらそのお医者さんじやないけれども、長けりや長いほど働きなるいうもんじやない。早急にね、解決して、糸口をどこに求めて解決するかということをもうせにやならん。それで学校、まあ私がこれ、今回で5回目ですか、やる。またかいうような思いでけんど、全然解決してない。大の男が、大人の話ができない。ね。責任がどこにあるのか。ある時には委員会の責任です、ある時には学校です。教育行政はどこで何をしよ

うか分からん。言つたや言わんのことは取り上げない。せやけんど、言つた言わんの話は町民が取り上げてね、補償目当てに入院さしちゅうじやいうて、保護者が。そういうたら被害妄想に駆られて、保護者も大変困つておる。何でそれっぽのことがいうたら解決ようしないの。私ね、何でという思いがある、大の男が。何であの近くのいうたら保護者のところに、日常やね、世間話のできるような人間関係をつくつていったらどうですか。そういう話までしておる。行つて話聞いてもいうたらすっちょな話。何で教育行政が、義務教育の現場で子どものほたえだけがして、ね、スポーツ振興の保険を活用しながら治療しよう。責任がないものであれば、スポーツ保険使えんじやないですか。非は認めて保険を使いようがやつたら、その保険のかかって事故であれば後もこういう後遺症で補償されります、見舞金が出ますいうぐらいの話はしちゃつてもえいに。何一つ安心するような説明はしてない。ね。誰もこの話に取り合はんじやないですか、議会じやち。3年から4年生、4年生はまるつきり学校へ行つてない。保護者がうそを言うきに、そういう者が内部から出ておる、委員会の。ね。そういうとこまで持つていかさなくとも教育長として、学校の校長とやね、責任がある行動とやね謝罪をすべきやないですか。大の男が、学校現場だけがした1人の児童が1年半も学校へ通学できない。たとえ病状が軽かろう重かろう、いろいろな感情がもつれておるということは承知のとおり。何でそれが解決つかないの。

あれだけ私が委員会へも通うた、学校にも通うた。何んとか子どもが学校へ行ける環境、状況をつくり出してもらいたい。先生にも頼んだ。何でようなりますの、学校現場が、教育現場が。義務教育の場所でしょうが、ね。

昨年ですか、室戸の高校が3階か2階か知らんぶちこけて、けがした。ね。ほたえよつたわけじやなかろがそこで1人が落つたんです、死んだんよ。県のいうたら教育委員会はどんな騒動した。各教育長寄せて、いろいろいうたら会を何回やっておる。それだけ、ね、学校現場の事故ちゅうものは責任がある対策を立てていかなければ。何か人ごとみたいな。ね。

何やその目は。

もっとやさしい保護者に接触しちゃつたらどうですか。感情になつちゅうとか、ほりやあどうじやいうて相手の責任にする。ええ。委員会できつちり責任は認めておる。ね。その折に、委員会の委員が何とか示談したらどうえいうて言った。ちょうど坂本次長が代わつて、次長になつちよつたやん。わし行ったやん。なんちやあその示談じやいう僕はしなかつた。示談をしたら非を認めることになるから絶対できませんと言つた。誰もが私、そこへ行つて世間話しよう。それだけ委員会のガードが、何を目的にガードを固めておるのかということは私には分からぬ、問題解決するために。ね。何でそこまでガード固めてやね、物事を解決せにやならん。

加害者は転校した、その責任も何もね、申し訳ないということ議員の前で町民に対して謝罪もしない。原因はそこにあつたんです。何回も言わしなや。解決つく話です、大人の話やも。私も来てくれいいうて委員会と保護者とね、ほいで加害者の保護者と県の教育委員会、小中学校の指導課の課長補佐ですか長岡君。教育長交えて話した。西部教育事務所の所長もおつたと思うが、そこでどう言つた。補償の問題言つておる、これは何とか委員会よ調査をしてください、いうて言つたでしょうが。え。

9月議会にもわしやあ町長に言つて、執行部に指示しなさいと、助役にね、入つてもろうてちゃんとやりなさいと任命責任者はちゃんとあるんだ。誰つちやあ責任取つて解決しようとしない。教育長、あんまりごとぜ、これは。人材育成とかね、青少年育成じやいうていろいろ言つておりますけれども、ね、よう見てくださいや、教育行政、青少年育成、これはまあ3番目に入りますけれども、中学校にいてスポーツやってね夜の夏のことやつたらナイター施設もない。大方球場の補助グラウンドにもライトもない。ね。入野はいうたら中年の人らがソフトボールいろいろこう大会らに全国大会行きよういうことも聞いておりますけれども、それなりにあのグランドをいうたら高校生とか中学生、いろいろな方が使うておる。そういうねやさしいね、行政としても

がない。どうですかこれ。だからこういうことが起こっても何一つ、いうたち委員会の話を聞いてもらえないじゃないですか。普段の行いなんですよ、これ。佐賀ら中学校にもライトがある。あのライトは、役場の前には少年サッカーの、まあね、あんまり立派なもんじゃないけど中学校より。少年サッカーのやるとこにちゃんと施設やってますが。ちっとね、合併したがやきえいとこは見習うて、悪いとこは捨てる。ね。

そういうことで、ひとつやっぱり、1つの教育行政の中でいろいろ社会教育とかいろいろの分野が広い。その中で一番義務教育として子どもを集結しておる学校管理施設の、そりゃ先生も交えて、ね、処罰や異動の権限はないにしても、異動についても、気に入らんやつは判押さざったら県も持ってくらせんがやけん。いかんものはどっかへね、代えるとか、いろいろなね、やっぱり教育長の権限を使わなこんなところで。いらんとこに権限使うたらいかん。町民のために権限を使わな。返事せざたらそれでよし、そんなもんじゃない。ものを解決するには口を開けないいかん。

何で私に聞けないの。次長、教育長、何で私に聞けないの。私には聞けないと言うた話、聞けないということは、私の答弁には答えないとことですよ。

答えないのか、そのことを答弁で。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは、村越議員の教育行政全般についてお答えをしたいと思います。

カッコ1、カッコ2については、一括をして私の方から答弁をさしていただいて、カッコ3については次長の方から答弁をさします。

まず、その責任の関係でございますが、これはこれまでも答弁をしてきましたように、校長は法律によって校務をつかさどり、所属職員を監督するというふうに規程をされておりまして、これによって学校運営上必要な一切の事柄は学校段階においては校長の責任と権限に基づいて処理されなければならないというふうに思っております。また、教育委員会においては、これも法律によって県費負担教職員の服務を監督すると掲げられておりまして、県費負担教職員の服務を監督する責任は教育委員会にあるというふうに思っております。

それから、これまでの取り組みのことについてですね、村越議員は何にもしていないというふうなことを言われておりますけれども、決してそんなことはありません。まず私たちが今一番考えていることは、1日も早く児童が元気になって、学校に登校してもらうことであるというふうに思っておりますし、そのために県教委にも相談をし、保護者とも何回も話し合いをしてきました。その中でも、学校が組織として対応ができるないことや、児童については、まだ精神的に不安があるということありました。私たちはそれを受けて、学校が組織をして対応するためには先生が1人で病院に見舞いに行くのではなくて、数人で行くようにすること。また、不安を少しでも解消するためには、本町教育委員会が雇用しているスクールソーシャルワーカーの職員を児童保護者の相談相手として、心のケアに努めることなどをして、1日も早く登校できるようにしたいと、保護者とも相談をしてきたところです。

しかし、児童が精神的不安のあるときに、数人で見舞いに来られても児童が動揺するため、しばらくは担任教諭での対応をしてほしいこと。また、スクールソーシャルワーカーの件については、一度は保護者に了解を得たのですけれども、後日になってその話もお断りをされました。そんなに焦ってもいけないとも言われました。

また、現在入院をしている児童の担当医にも教育委員会にもおいでを願い、県教委とともに児童の病状等も説明を受けたところです。その中では、学校と保護者とがコミュニケーションを取りながら、子どもとの対応

を考えたらいいのではないかと医師からもアドバイスも受けたところです。

学校では、担任を中心に児童と面会をしながら、校長先生からは児童に対して便りを書くなどもしておりますし、今、不安を取り除いて学校にできるような努力もしているところです。

先ほどまた、村越議員になぜ相談をしないのかというふうなことも言われましたが、保護者との話し合いの中で、一度は村越議員にも一緒に入っていただいて話をしたというところでございます。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、村越議員の3番目の大方球場への照明設備設置についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の青少年育成のための照明設備設置ということでございますが、現在町内には少年スポーツクラブが数多くあります。子どもたちはそれぞれの地域で、熱心に取り組んでおります。ソフトボールやサッカーなどの屋外での競技につきましては、冬場の放課後の練習はすぐに暗くなるために、照明設備の不十分な小学校におきましては、保護者の協力により取り組んでいる状況もございます。

大方地域では、土佐西南大規模公園にサッカー場、陸上競技場、多目的広場などが整備をされておりまして、照明設備のある多目的広場では、夜間少年サッカークラブが練習をしております。この多目的広場は、ソフトボールであれば4面が十分に取れる広さがあり、サッカーと同時使用も可能でございます。ここでは、少年スポーツクラブに限らず、成人のナイトソフトボールやサッカー等も同様に夜間に使用をしております。

こうしたことから、夜間の使用ということにつきましては、大方球場へ照明設備を設置をしなくとも近くにこういった施設がありますので、現在のところ大方球場への照明設備の設置ということが必要な状況とは考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ま、2番目ですが、教育長ね、私入っておりましたわ。だけどその折に県のいうたら補佐がね、保護者の名譽にかかわることやから、これを明確に調査してくださいって頼まれた、その話を僕しようんですよ。

その折に聞いた人、そんなこと詰め寄つたらおまんの部下が痛むからね。部下痛めてええのか。

そんなねえ、ものの言い方しようたら、教育長として務まらん。2階で話した折私もおったんだ。その前で指示された。そのことを解決するために佐賀の職員のとこまで聞きに行ちょう、ね。聞きに行ちょう。そんな以前から私は、そういうことちやんと調査してみいやいうて議会の質問以前に。いや、そんなことない、誰ちやあ言うてない調べた結果、ね。そういう話やから、なんでおいたらそこまで県に指示されたがやったら、指示いうか指導されたがやったら、何で私のとこへ村越さん誰に聞いたで、どういうことどこでいうて何で聞きに来んよ。保護者言うたで私に、村越にや聞かんいうて。何で聞けんの。そういうねえ、まやかしたことするから、この時間が過ぎたら後はもう平然と、こんなもの法律じやなんじや言うけんど、保護者に訴えられたらどうなる。そんななる前に何で処理ができるることはできるで、見出して話をしないの。感情になっちょいうたらどこが感情になっちょとか、それをいたら感情和らげるような政策はいうたら教育長やったら取れるはずなんだ。県が県がいうて言うけんど、県も私が言うてから直に入野に入りだしたがはこれ事実じやないですか。ね、我が子じやつたらどうするの、あれ。

前回も、9月に町長に私は任命責任として、教育委員会がこりやあてこずつちようからね、副町長に指示を

して一緒に協力しちゃって、解決してくれいうて頼んだ。やらしようやらしよう言うたの。町長の言うこともけんどうこれっぽのことよう解決せん教育長やつたらね、明日からでも来てもらうよばんいうて言いなさいや、はっきり。人権問題じやないですか。バックをくれるようなね、環境をつくるためには、今保護者とも話して、全体で話をしてやね、子どもが何に怯えて、何におとろしくてね、学校へよういうたら登校しないという原因も大体把握できちようはずなんです。それ私の口から言わすんですか、教育長。それっぽあのことはね、教育長としてよ、よう解決せんようじやあ教育長の判はね、もう町長に預けなさい。はっきり言うて。

前も言ったでしょう私が、議員が取り上げんがは、そういうお金が絡んじようからいうてみんながいうたら避けて通ってきたという事実があるんです。お金であろうが何であろうが教育長、ね、勇気持って保護者と対応、つかつかって正当なもんやつたら払いなさいや、不当なもんやつたらきちんと説明しなさいやと。ね。それでまた学校ね、登校しない言うたら病気が原因やつたらお医者さんに聞きなさいや。そこで不審を思うがやつたら、委員会がどっかのええ病院を紹介して連れて行きなさいやと。行っちゃってくださいやてうて私はお願いした。え、何でそれが聞けない。

で、法律いんであれば義務教育は法律でしょうが。そこで事故が起こった。被害者と加害者がおる、その加害者はいうたら転校した。でも、学校で起こってあの3年生の者がどんな補償ができます。できん場合にはどこが補償せないかん。ね、どこが見舞金出さないかん。それっぽのことは大人の世界の中で分からんことはない。ね。法律で言うであれば町長の任命権者、教育長、町長が明日からよろしいいうて言うたらそれで終わりなんです。そんなことさしあないから、私はいうたらこの問題の解決、児童を学校へ来らすことについて決して間違うた話はしてない、最初から。何も感情になってない。ね。加害者が50万も、毎月10万やって5カ月やつた、大きな問題です。ね。それも知ちよう職員がおる。それも傍観しておる。加害者のとこへもいたら小松君に頼んで教育長と一緒に行っちゃってくれいうて行かした。全部そんなことは私が話したこと、全部足跡行動してきたじゃないですか。

何で最後に、補償問題、お金の問題を聞いたのは誰ですか。その折、何で私に聞けないの。聞いたら私言いますがな。言うたらあなたの部下が痛むから、それは教育長、こうじやないですからって教えてあげますが、話し方を。なんでそれが私に聞くことができないのという、次長も教育長も。その理由を言うてください、もう時間がないから。一言ずつ、私に聞けない理由。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

村越議員に聞ける聞けんの問題では私はないと思います。（村越議員より「何で、ほいたら聞けないの」との発言あり）これは、補償の問題に致しましても、それからまた先ほど職員、保護者の名誉を傷つけることについてもですね、まずこの名誉を傷つけることについては確かに、村越議員も入っていただいて県との話し合いの中で、調査をせえということが言われました。

調査を致しまして、そういう職員はいないということが判明もしましたので、そのような状況で保護者の方にもお伝えをしたところであります。まあそういうような状況の中で、村越議員に相談をするということまで私は想定をしておりませんでした。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

なぜ村越議員に聞けないのかということでございますけれども、先ほど教育長が答弁したとおりであると自分も考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

判明したいうて私がね、これ事件知った折からお金が絡んじようきにいうて誰ちやあ取り合わんが聞いちゃるんですよ。ほんで、職員がね職員に電話して、お金が絡んじようきに取り合わん方がえいとかね、そんな話、それをいうたら電話じやいかんきにいうて、本人がじかにいうたら委員会へ確認しに来ている、その折にも聞いちゃるんですよ。何でそれ素直にやね、ほんで聞く必要がないということはやね保護者は私に聞いてくれ、私にも聞いてもらいたい言うたら聞く必要がない言うた。なんで、そんなこと言うのよ。言うつろう、言うたら職員が痛む。痛むまで、ひたえぐちが血が出るばあいうたらやらなあ口割らんのか、教育長。

保護者はもう愚弄（ぐろう）しようんで、どうしてえいやらわからん言よう。ね、なんでもっと素直にならないの。だから9月議会に1時間半も休会してやね、町長に指示せえと。誰ちやあ議員の言うこと聞くもなおらんやないかい。何と心得ちゅう。間違った話か、事件解決するために。あんまり町民をね、こけにしたらいかん。もう教育長の判を今日からやちかまん、町長に戻したらどうです。議員に何で話ができないの。え。無知も差別、いいですか。我々はそういう運動をしてきた。何で私に言えないの。

あと6分あるき、おらが演説しちゃるき。

すべて今言うてやったいうが全部私が指示した、話してきたこと。それをずっと後からずうつと動いちゃうだけ。県の職員も、私は2回も行た。行て指導しちゃってくれ。権限はないにしてもね、そういう話をしてきたんです。だから入ってきたんじゃないですか。そういう途中話よう中で、ね、先生、校長とか受け持ちのいうたらその時分の先生におじて、子どもは、いうて話するから2階へ飛び上がったりして、行こうとしない。ね。我々は人事権もないから、なんちやあ言えんけれども、そういうね登校しよい環境。その人が入野のどつかの小学校転校したら来てくれますか。そんな話でそりやねえ、子どもに言うて聞かしますわいうて保護者とお互いに協力し合ってね、物事を解決せなあ、子どものことを。あんまりことじや。言われてやったことは全部言うたことや。県の指導課にも言われたでしょうに。坂本君にも言った。ここ歩いてもね、5分以上かからせんと、ここから。行て、どうですかいうて話してこいや、しょれやいうて。何でそのことができない。県にも言われた言いよったに。日常、会話のできるようにしたらどうですか言われたに。全部筒抜けよ。

わしやあ、もう校長ら学校へ行くがは嫌になった、何ら権限がないから、私には。1年半も、4年が1年半もね学校へこんがをね、ただ保険で対応しよう、法律はこうです言うて物事をね済ますようでは、解決の目安立たん。ひとつとも、こうやったらどうですか、こうしたらどうですかいう話した。こういうね、もう典型的にこれは悪い処理の仕方。我慢して座ちよったらお金にやなる。それでよけりやそれでええわえ。我々はそういう問題ね、提起しておまんらに仕事さすがはわしらの役割やから。

全部内部から起こっちょう話でしょ。

議長（小永正裕君）

村越君、残り時間2分になりました。

1番（村越比佐夫君）

見ながらやりよう。演説する言うちよう。

教育長、町長はね、加害者に対する言われたことはきっちと、ね、公共事業発注さして60万のコンサル料払

うて北部活性化の仕事さしよう。加害者ることは問題解決した、私はこうとらえちよう。今でこそ言うけど。言ふまいと思うた、そのことは言ふまいと思うた。

何で被害者の子どもが、もうここ異動のね、発表が2、3日控えて保護者が安心するような話が伝えてやれないかな。学校行きよいような環境を整備するがが教育長じゃないですか。ねえ。環境整えるという話はしてくださいや。あと1分しかないけん。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

これまで子どもが登校できるような環境づくりについては、努めていますということを答弁してきたつもりであります。まあこれからも早く元気になって、子どもが学校に行けるということになれば、またその時点でそのケア等については考えていきたいというふうに思います。環境づくりということは非常に大切なことですから、今後も県とも協議をしながらやっていきたいというふうに思っています。

それから、最後に1つだけ言わさせていただきますけれども、村越議員が県へ全部相談をして、そのためには県が来たというふうなこともありますけれども、決して村越議員に言われただけで県が動いたというふうには私は認識しておりませんで、私自ら県の方に出向いて行って、このことについて相談もしてきたつもりであります。

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

この際10時55分まで休憩致します。

休憩 10時 39分

休憩 10時 55分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

ちょっと。私の声が高いようですので、ちょっとこういうふうに細工をしてもらいます。すいません。

それでは質問をさせていただきます。

1番目の防災についてでございます。カッコ1の県管理河川伊与木川の改修を速やかに行うよう、県へ働き掛けるべきではありませんか。ここ元はですね、県が工事をしていただいた方が佐賀の中角という所にお宮がございますが、川向いに。そこから役場の佐賀庁舎の横まで局改の計画を河川改修に入れておりました。理由は、中角集落の浸水対策であります。改修ができるまではあの国道越えた、国道が浸かるような水も出ておりまして、それはその改修については長年の地域の要望であり、町の要望であったわけです。それが県、まあ下流の漁民、漁家、地権者、その他大勢のご理解をいただいて、工事がだんだん進んでまいりまして、おかげさまで中角地域の集落の浸水というものについては、もうほとんど心配ない状況になったと考えております。

しかしながら、そのために今度は下流の問題がございまして、10年以上前からこの下流の問題をどう解決するのか。下には港があり、漁民の大事な船がそこに係留しております。また、住宅もたくさんあって、まあ10年に1回は必ずと言っていいほど浸水、床上、床下浸水がこの役場から下流側にはございました。そこで、これは

まああの県の方がですね、国費はもうないんだと。県費の県単事業でやるしかないということで、計画は進めるについてその役場から下流の方々、多くの方のご理解、ご支援をいただいた上で、立派な計画を中村土木、今は幡多土木ですが、作っていただいております。

しかしながら、この上流が良くなつたはいいんだが、下流のことが大変整備ができていない。下で生活する方々は、もう高齢独居老人の方もだいぶ出て参りました。浸水に対してもですね、簡単に避難ができる状況にはなくなってきた。このときにですね、まあ中村土木は多分やりたいんが金がないというお答えのはずなんです。そこでですね、財布を持ちゅうところは誰かいうたらまあ知事か、土木部長か。その県単の区域の中でもともと河川改修をお願いしたことはないんですね。原因は上流側の中角の浸水対策のために始まったことで、いわば下流側は被害者の立場に立ちますね。で、なかなかまあ水は上と下、右と左の問題があつて難しい問題ございますが、金がないからできないということは、下流の住民には通用しない話です、これは。で、主権者である町民が困つておる。あれは県のこと、県の仕事では困るわけですね。そこで、この県へという意味は、知事または土木部長指しての質問なんです。ここは町長自ら出向いて行ってですね、前を開けていただきたい。中村土木事務所の応援団長になってもらわないとですね、事は進みません。その点について、町長の姿勢を伺うわけです。施政方針の中でもですね、終わりの方見よりもたら、町政の主人公である町民の皆さま方のご協力が不可欠となります。黒潮町の発展に向けて、議員各位をはじめ、町民の皆さま方により一層のご理解とご協力を願い申し上げ、私の平成21年度の施政方針と致します。こうありますね。だから、協力というのは随分その役場から下流の方、町民の方は黒潮町政にこの上なく協力していただいておるということでござりますので、ここはひとつ町長がですね、立派にですね前を開けていただくことを要望するものであります。

次、2番目ですね。カッコの2番。市野瀬部落はですね、山の下部、これは下層分なんですが、人家があります、ご承知のように。そして、その家の上を44年ごろにその改築があつてですね、国道が二重に通っているわけですね。まあ私の知る範囲では、ああいう形のとこはちょっとほかにどこにあるか知らないんですが、まず珍しい道路やと思っておりますが。その道路にですね、路面、擁壁など亀裂がたくさんあり、危険な状況を考えます。これはですね、国道出たら分かるように、もういつまでもこの辺は変わっております。絆創膏だらけですね、あの辺は。そして、のり枠とかアンカーとかいろいろやってはおりますが、何か心配なことが見えてきたとしたということです。それはですね、いくらあの瘡蓋（かさぶた）の上へ、人間の切り傷が出来て、瘡蓋（かさぶた）が出来て、その瘡蓋（かさぶた）の上へいくら薬塗っても治らんと一緒です。中がおかしいんだと、これは。表面じゃなしに中がおかしい、山がおかしい。ほんで山そのものが動いているのではないかと考えます。が、住民が安心して生活できるよう、いかに対策致しますか。

また昨年8月、9月ごろから風呂の焚き口へ水がたまりだしております、その原因は何にありますか。写真私くが撮つて来て持つておるんですよ、写真も。風呂が全然使えない状態に入つております。それでその方がおっしゃるには、もうこれはどこぞよそへ逃げて行かないかんというお話をされております。もうこれ町長、分かりぬくいですけどね、これこういう形でいっぱい風呂の中いっぱいに水があるんですよ、雨が降るたんびに。で、それは何も町長に責任があるわけじゃないんですよ、このことは。そのことを言ってるんじゃないんです、住民はここからなかなか逃げて行くわけにはいきません、これは。これは困つたもんだなあと思つようところなんですが。

まあ例えば、国道見ましたら橋梁（きょうりょう）がありますが、今一生懸命補強してます。あれはね南海地震対策のようですが、まあこの辺の橋なんかは大体車で走つてみて10秒ぐらいで1つの橋渡つてしまつます。1日交通量が6,000台とみなして、それが10秒。そして1年365日、それがまあ地震じゃつたら100年、それ程度のまあ確率で大変、確率としてはそう高くないと思うわけですが、それでも頑張つてやつていただき

たいであります。まあこれ自体はありがたいことで。しかし、そこで生活しておる市野瀬の方々は、まあ若い人であれば半日ぐらい外で仕事して、半日家でおると。けんど、足腰が弱ってまいりましたらそうは参りませんので、朝から晩までそこにおる。大変危険な状態が、あの橋梁（きょうりょう）以外の部分であるわけです。

そこでですね、私が思うのは、あれは地すべりかなあと。久礼坂なんかずっと見てもですね、ああいう所はないんですね。あれだけ危険な所はない。市野瀬だけですよ。その証に、片坂のバイパスが先に先行して始まった。道は逃げたけんど、道は危ないというて逃げるんですよ。しかし、人家は逃げれない。人は逃げれない、そっから。そこでですね、地すべり等防止法という法律がございます。これはですね、地滑り及びぼた山の崩壊による災害を除却し、または軽減するために地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。こういう法律がございます、幸いなことに。それで、これのですね事業をしていくのは県になります。これもですね、県の方へですね、黒潮町だけでこれやりなさいというてもどだい無理な話で、地域防災計画というものを立派ながを作ってくれておりますけれども、それは地域防災計画の中にも、この地すべり対策についてですね、排水ボーリング、水路工、トンネル、擁壁工事などをですね、県に要請しますという計画がございますので、ぜひですね、南海地震がいつ来るか分かりませんし、地すべりそのものは南海地震があろうがなかろうが、確実に山が動いていることは間違いないんですよ、あの引きあいだけ見たら。上も、道の上も下側も擁壁にあるんですよ。路面もある。で、早急でですね、この問題に取り組んでいただきたいわけでございます。まあ、最初のほら、水がたまりだしたその原因はどこにあるかというのはまずお尋ねしますよ。

それから 3 番目ですね、有井川の海岸防波堤を越波することがあり、付近の住民は生活を脅かされています。対策を県へ要望していますか。あの何か変なフェンスでこうちやつとやつた所がございますけれども、あれはね、地域のあの辺の住民の方、困ってるんです。暑うて生活するに困る。で、これあの国道ぶちやし、あれをどんななっても、私こちらの旧大方町のことは私には分からん。分かりません。ので、その辺のことからですね、まずこの 3 番についてはですね、県へ要望しておられるのかどうか、そこをお尋ねします。

1 回目終わります。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは、私の方から防災についてということで、カッコ 1 の伊与木川の改修、そしてカッコ 2 の市野瀬部落における国道 56 号線の擁壁等の亀裂についてお答えをさせていただきます。

伊与木川の改修についてでございますけれども、伊予木川局部改良工事により、上流坂折団地前ショートカットの改修工事完了後に下流の危険度が増すことから、局部改良工事を進めるに当たって、条件として役場前でございますけど、手洗い堰というがあります。その手洗い堰付近下流の河川改修計画を平成 8 年度から取り組むことになり、現在に至っています。当初の 5 カ年は設計委託業務や用地買収、補償費などに予算を支出していますが、改修工事については県の財政事情もあって、ここ数年は本格的な工事がなされていない状況となっています。このことを踏まえて、当時県、幡多土木、町、議会、漁協、そして地区代表の方で何度もこの全体計画について話し合いが持たれています。そのときに関係者でありました矢野議員、明神議員、村越議員に協力を得まして、3 月 6 日には幡多土木事務所長、そして担当課 3 名の職員の皆さんと、現地において伊与木川の現況や全体の改修計画について県側の説明を受けるとともに、議員の皆さんと地元要望をさせていただきました。

要望については何件か理解を示してくれたこともありましたので、私の方は再度 3 月 6 日の午後に幡多土木

事務所へ出向き、担当課と工事計画や地元との連携について話し合いをしたところであります。

今後におきましても、できるだけ全体計画に沿った事業推進がなされるよう、県、幡多土木へ要望をすることと致します。

そして、2番目の市野瀬部落における件につきまして、お答えをさせていただきます。

ご質問の件につきましては、2月27日に国土交通省中村出張所、そして周辺住民や矢野議員にも協力を得て、降雨時に現地調査を実施したところであります。周辺の方よりの聞き取り要約を致しますと、1つとして降雨の多いときに民家裏の国道56号線、擁壁の水抜きや、風呂の裏からの湧水（ゆうすい）あり、そして炊事場の中まで浸透するときもあるということでございます。そして、2つ目と致しまして、国道56号線の路面クラックや、盛り土した擁壁のクラックが発生していること。そして排水路などにおいても、目地のずれが生じていること。この2点について、周辺住民の皆さんのが心配されているものと認識をしているところであります。

国土交通省においても、早速2月中に国道56号線の路面のクラックや、民家裏の排水路等の目地のずれの補修や、取水マスの清掃を実施したところであります。このことによって全く状況が改善されなければ、山側の地用水が国道56号線を横断して民家裏に湧水（ゆうすい）していることも考えられますので、再度本格的に専門業者、コンサルト等による詳細な現地踏査が必要になってくることが推測されます。この対応について、緊急課題として今後国土交通省と協議の上、要望を重ねていくことと致します。

以上、お答えを致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それでは、矢野議員の質問の防災についての3番目、有井川の海岸防波堤を越波することがあり、付近の住民は生活を脅かされていると。県に要望しているかということについてお答えを致します。

この有井川海岸につきましては、以前有井川部落から海岸防潮堤に砂利が堆積してですね、台風や高潮時に拳大の砂利が海岸沿いの民家に飛散しまして、住民生活に影響が出ていると。そういう要望の基に、管理者であります高知県がですね、平成18年、19年にかけて、3件の住宅を対象にした防風フェンスの施工、延長150メーターぐらいの計画が行われました。

関係住民からですね、先ほど矢野議員おっしゃるように、その景観問題とか環境問題が提議されまして、一部延長30メーターを施工し、防風フェンスについて完成となっております。そのようなことでですね、解消には至っていないというようなこともありますて、その後、昨年国土交通省四国整備局への、この有井川海岸への消波ブロックの整備等を含めてですね、高知公安空港整備事務所を通じて、状況ならびに対応策の要望もしております。また、国土交通省の公安航空技術研究所が高知県内を視察する際もですね、現状確認などのお願いをしております。

県への要望ですけれども、この問題は先ほど国交省に要望したことから、県もこの問題は知っておりますて、防風フェンスの設置後においてですね、県幡多土木の関係課において気象状況により波が高い状況のときはですね、現地の状況把握を、そういうことに気を配っておりますし、町としましてもね、今後も機会あるごとに現地も把握しながら要望を行いたいと思います。

また、先の産業建設委員会によってですね、県への町内県道の整備等の要望確認での現地視察の際もですね、有井川海岸を現地視察してもらいました、その後、幡多土木事務所の懇談会による要望等の折にもですね、要望活動をしていただきました。どうもありがとうございました。

以上です。

(矢野議員より「返事がない。答弁ももうちょらん。私が質問したのは、土木いう話はもう分かっておるんです。土木は金がないということ。私言うたとおり。だから、財布を握っちゅうのは県知事か土木部長ながよ。だから町長自らが言うてくれますかいということをお聞きしようわけです。ね。それは県にかんすること全部一緒ですよ」との発言あり)

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

防災についての矢野議員のご質問にお答えします。

まあ1番目ですね、伊与木川の問題について、特にですね県知事あるいは土木部長のところへ直接要望ということでございますが、まあわれわれ日頃ですね防災ということは非常に大事なことでございますので、そういう懸案については幅多土木なり通じてですね、要請をしておるところですけども。まあ、この件に限って、知事にお会いするというようなことをここで明言は致しませんけども。なお、先ほど中島課長が答弁したような内容ではございますが、緊急性の高いもの、あるいはまあ実現可能なものというようなことについてはですね、タイミングを見計らって土木なり、土木部長なり知事にもですね、そういう要請をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

土木を通じてというのは、まあこれは常識な話なんです。

ほんで、金はね、土木行政の場合、やっぱりその土木部長が握っちょうわけですね、実権は。土木の方はね、やりたいけど金がないと言うんですよ、何回言ても。だからね、金のないところへなんば言つても無益なわけ。金があるところへ物言わぬ。そういう意味ですね、土木を飛ばしなさい言いゆようがじゃないですよ。土木は大事なところです。工事するのは土木の事務所やから。しかし、金の握っちょうのは土木部長なんです。そこへ行かなね、話にならんです。そのことを私は強く訴えようがです。それは有井川も一緒なんです。あの市野瀬も一緒ですよ。地すべりは県の仕事になりますから。有井川の件らもね、困るから、越波したいう事実を認めたから、あこへネットやったんですよ。それをまだね、好天時には現地へ係を出向かせて調査しておるということは、こらひだけた話なんですね。越波をして、下の住民が困っていることを認めてフェンスやつたがですよ。だからそれ以上の理屈を付ける必要ないんですね。困ったことでそれ以上。原因は簡単ですよ。あのテトラポットをいながらひつつけちよう。やはり沖へね、離岸堤のようにですねやるしかないんですよ。私は素人やらあんまり言いたくない。笑われるき、後で。だけどね白浜はええですよ。見よって。ああいうように沖へ出すべきなんですよ。そのために汗をかいていただかないかん。これもね、金がないいうことは分かつちゅうがですよ。だから、これも土木部長に行くしかない、知事に行くしかない。そこをですね町長に訴えようがですよ。

町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどもお答え致しましたけども、必要性、あるいはその進ちょくといいますか、タイミング等によってで

すね、必要なときには土木部長なり知事になりにも要請を致します。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、まあ私のは簡単ですのでさっささと進みますが、質問事項の2番目の、道路管理などについてという部分です。

これですね、実は私も全く知らなかつたことで、まあ最近それを知ったわけなんですが、ところが良くしたもの、良くしたというあれば悪いんですけど、19年9月議会に私がですね、町長に大変きつい質問をしております。それは早咲田の口間のですね、交通安全の問題についてです。これは放置しておくということは、何人も被害者が、加害者が出ておる。これ放置しておくことは町長の責任ですよというようなことを私はきつく申しました。ちょっとつきつう言い過ぎたかなという気もしてはおりましたけれども、まあそのときにですね、町長はこういうお答えなんですよ。国道56号線早咲田の口間の町の考え方といいますか、についてお答え致しますと。今、いろいろ町の責務など明示されまして、未必の故意でしょうか、私にただもうの個人的にですね交通事故で亡くなつた人に対する刑事責任があるかのような発言をされましたけれども、これは国というですねれっきとした道路管理者がおります。いいですか、ここ。それで、かつ我々の町を通つてはいるわけですので、その道路管理者と協議連携しながらですね、住民の安全を図つていくというのが私の務めと思っておりますし、またその根本的な改良ということで56号改良にも取り組んでいるところです。また話の中に出てきました、事故に遭われましたそれぞれの皆さんのが悲しみなどについて耳を傾け、また気持ちを一つにするということの同義的な意味も含めてですね、町長として当然ではないかと思っていますと。まあだから私、最後の方のこういうお話をいただいたので、2回目の質問はしなかつたわけなんですが。

ところがですね、そのときにですねそのころですよ、このカッコ1の質問へ入つていくんですが、上田の口にある町道で複数の住民が落輪をしています。聞きまするに平成19年8月6日、落輪が原因で道の下にある砂防流路工、この砂防というのは県管理です、これは運転者が転落する事故が発生し、同年11月15日、これ最悪の結果なんですよ。分かります、意味が。最悪の結果となりました。1月20日ごろ、これ私が1月20日ごろ行つたんですよ。知つてこのことが分かつたんですよね。たまたま知らん、行ったことない所で、まあどんなとこかな思うてずっとこう入つて行つたんです。現地を調査するに、その落輪する場所ですね。その沖側の路盤が約15センチぐらい、もっとあるかも分からんですね。私は目測で言つてるんですからね、これは下がつており、大変な危険な状況でしたが、管理ですね、道路管理をどのように考えていますか。また大変危険な道路であり、直ちに拡幅改良しませんか。これはですね、これ現地で私写真撮つてきました。ほいたらね、大体150メートルか200メートルくらいな、だから特に危険と思われるは。ほんで流路工と一体のもので、道路が。これ幅が大体1メートル20、深さが1メートル20ぐらいですね、下の方は。で、100メートルぐらい入つた上の方は幅は1メートル20ぐらいなんだけど、高さが2メートルぐらいあるんです。これね、転落したらねこれこたわんですよ、なかなか。それでまあ付近の方もおっしゃると、これ私が20日行つたときに、この手前の方の付近の方が私に教えてくれたんですよ。全く面識のない方です。その再々落輪があるとか、その事故があつて転落して、不孝なことになつたというのは、その方からお聞きしたんですが。これはね、私もずっとここから入つて行つたときに、これはと思いましたね、この道を。手前でも止めて歩こうかなと思ってたんですよ。問題の場所からずっと行くに。あらまあしかし、車が通つてはいる跡があるから何とかなるかなと思って入つたんですが、これはね、町長、19年のその私がやつた何も知らないときにやつた質問に対して、大変立派な答弁いただいたおるわけですね、先ほど読んだように。だけど、現実はですね、そのときの8月6日

にやって私がここで質問したときには、その方入院して瀕死の状態やったんですよ。で、まあ1から10まで町長はこんなことまで知らんかも分からんですねけれども。仕方がないですね、これ行政の最高責任者としてですね、ただ単に知らないだけおられると困ります。で、また転落した先が県管理なもんじゃから。県に対しても当然ですね、防護柵をこれ要求すべき場所なんですよ、これは。町道は町道として管理をしなくてはならないし、さっき言ったような県は県としての管理をせないかん。こらお金はね、これ大したお金にならんと思いますよ、防護柵この間やつても、県は。それこそ中村土木の中で何とかなる、その程度のお金やと思いますこれは。やり方についてはやはり地域の住民、町、それから県、一緒にですね、検討していただきたいですね、こういうことが二度とないように、私は取り組んでいただきたいと。賢明な町長でございますので、そこはひとつよろしくお願ひしたいとおもいます。

それから2番目ですね、町道成又熊野浦線は、合併協定によると平成20年度で工事完了と。今年のこの3月末で済んでしまうということであったがですね、これ。しかし、現地は完了しておりませんね。工事の途中で中断して、あれさらしものいうんです、ああいうのは。そのできない理由ですね、具体的な理由。それを聞かせてください。それから、やらないということの、これ地域審議会へやらないということで、あるいは計画変更ということでこれは質問をしていますか。

それから3番目ですね、県道秋丸佐賀線ですが、これは県道秋丸佐賀線の改良について、中村土木事務所は用地について四国森林管理局へ、ここからが大事なんです。町、町です、まち。独自の行動をしてほしいと、そういう話があったんですね。土木事務所から反対に要請を受けました。

しかしこれは、町長はですね、町長自らの意味です、県に対しても改良要望すべきと考えますが、今後の取り組みをお伺い致します。これは隣の四万十町でも特別委員会が出来まして、先の議会で。家地川の堰堤問題が、またもう仕上がってきます。やはりここはですね、片坂の迂回路でもあるし、また地域の住民があの道を利用して、黒潮町側へいろいろと来ておる。おいでてくれよう。遊びに来る、病院へ来る、あるいは救急車があこを通って行くんですよ。あの辺から。こちら側はまた働きに向こうへ出掛かけておる。そういう状況の、あの現場を見られてもですね、路面がなかなかこう擦り減っておりますね。それだけ利用が高いということです。四万十町側は2車線で入って来ておりまして、もう境の所を目の前にまで来ております。が、こら幡多のこの僻遠の幡多の方はどうもその辺が風通しを良くするための道路の対策が遅れておるので、これをですね県に対して速やかにですね、改良してもらうように、県、そして森林管理局へ町自らの考えとして動いていただきたいと思いますが、いかがで致しますか。

それからですね、もう1つありますね。4番目ですね。市野瀬の、先ほど言いました片坂の所にある集落が市野瀬という所で、限界集落の1つなんですが、人家の終点付近で救急車が速やかに回せる場所がございません。1分1秒がですね重要な救急車が、方向転換する場所をですね早急に構えていただきたい。これは部落の要望も出ておりますし、町長ご承知かと思うんですが、救急車の職員は一生懸命やってます。ただ待つ方がですね、とにかく気が急いでおりますので、いらいらした目でどうしても見るわけですね。それでこう折り返して行つたときに、まあ窪川へ行けばあつからやつたら10分ぐらいですね、くぼかわ病院であれば。そこは満床のときは、まあ幡多病院で病状によって変わるでしょう。幡多病院へ行かないかん。大体順調に走つてですね、こう走つて行ってこう消防署まで帰るに1時間、次の患者がいつ出るか分からんという状況の中で、焦つて消防もその業務をこなしております。従いまして、消防車自体の事故も心配されますので。方向転換するときはね、そこからずっと奥へ入つてですね、林道の中ずっと奥まで入つて行って、方向転換してくるというようなことになっておりますので。あまりお金はかかりませんよ、この方向転換する場所というのは。

そこをですね、速やかに設置していただきたいとこのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、矢野議員の一般質問2番目ですね、道路管理等についての中の1の上田の口にある道路という部分についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

ご質問の町道はですね、昨年3月議会におきまして町道認定の議決をいただいた道路であります、道路名をカナヤマ線、かたかなですがカナヤマ線と言います。この道路は以前からですね道幅が狭く、中山間の所ですので、急勾配でありますので、何とか改良ができるのかと思いまして、認定後、地元の方にも相談をしてまいりました。

しかしながらですね、用地の関係でなかなか厳しいということでありまして、話が進んでおりません。しかしながら議員ご質問のとおりですね、路面に横断的に凹凸が見られますので、用地の関係ない部分についてですね、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、流路工のお話も出ましたが、この道そのものがですね大変狭くて、防護壁を道路の端に設置しますと支障が出ますかもしれませんので、そのあたりもまた検討しながら、また県の方にもですね、要望してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ちょっと成又熊野浦線の改良について答弁を致します。

合併協定の中でですね、平成20年に完成というふうにうたっておるということでございますが、まあ、そういった計画であるということで、当時協定の中に盛り込まれておたつたものだと思いますが、まあ、いろんな計画がですね、いろんな理由で若干時間が遅れたりということがございまいして、この成又熊野浦線につきましては非常に被災しやすいといいますか、災害降雨のたびにですね道が通れなくなったりというようなことで、その辺の解消ということが大きな目的でもありますし、まあ地域にとって必要な道ということがあるということで認識はしております。まあ全体の道路の改良、新設等々の財源の考えまして、ちょっと休んでいただくということで今年特別な予算化はしていないわけですが。まあ経過を申し上げますと、過日、議員と区長さんがおいでられてですね、まあ要望をいただいたわけですが。私もその話の中で、区長さんが去年やった切り抜きからですね、今の現道への合流という部分150メーターくらいでしょうか、を工事をすればですね、その部分の供用ができるというようなことでございましたので、私も何とかというような思いで現地へ行きました。行って、なお資料をもらってですね、その部分をやるのにどれぐらい掛かるかということをちょっと概算で試算をしましたら、まあ4千万程度掛かると。なお、去年切り抜いた所をですね、両壁をそのまま処置をせずにですね、素掘りのままそこを通行さすということについてはちょっと問題もあるなというふうなことで。

まあ結果として、結論としてですね、今年はちょっと申し訳ないけど休ましていただきたいと。来年には何らかの形で進めていきたいというふうにも思っておりますし、その旨ですね区長にも申し上げて、まあそういう結果になっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎）

それでは、続きまして私の方から、3番の県道秋丸佐賀線の改良、そして4番の市野瀬地区の退避場の設置についてお答えをさせていただきます。

初めに、当路線の改良につきましては、矢野議員から平成19年9月議会、そして平成20年6月議会でもご質問をいただき、日々いろいろと関係機関等との情報も賜っているわけですが、いまだ改良計画に至っては全く進展が見えなく、大変申し訳なく思っているところであります。

当路線の改良工事の必要性は、町においても十分に認識をしているところであります。そして平成21年2月24日には、当議会の産業建設常任委員会の議員の皆さんとの協力をいただきまして、幡多土木事務所所長をはじめ各担当課長との黒潮町内における高知県管理施設の整備充実についての調査活動においても、議員の皆さんからも要望を願ったところであります。幡多土木事務所においては当路線の用地買収に伴い、全体的に国有林の実地測量をしなければならないことから多額の経費が見込まれることで、工事着工の困難性を主張とともに、町としてはこんにちまで要望の流れとして県、幡多土木を通しての形を取っていましたが、町に対しても四国森林管理局へ積極的な要望活動をしてほしいとの内容の話がありました。

このことを今後は踏まえて、何らかの方向性を見出すために、特に森林管理局との連携を取り、県道路課、幡多土木への要望活動も継続していくことと致します。

4番目の市野瀬地区の退避場の設置についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、平成19年12月議会において山下議員からもご質問をいただきましたが、現在片坂バイパス工事に伴う工事用道路が市野瀬地区の対岸に着々と施工されていますが、この完成時には既設の町道と公用道路が接続されることとなり、この問題も必然的に解消されることになります。しかしながら、地元としては1日でも早く退避場を設置してほしいという要望があつて、用地についても協力可能とのお話をいただいています。地区からはその他の個所で、既設の町道の補修工事の要望なども出されています。そして平成21年度以降、工事用道路についても予算枠の増加が見込まれていますので、総合的に工事の計画の見直しも考えながら進ちょくを図っていくことが、早急な課題となってきています。特に今回、工事用道路で新設されます川向橋の施工方法については、地区の皆さんの協力を得なければならない状況となっていますので、今後におかれまして国土交通省、町、地区役員の皆さんと話し合いを持ってこの問題も解決していく方向で取り組み、片坂バイパス工事に伴う工事用道路の1日でも早い完成を目指し、退避場の設置についても協議しながら事業推進を図っていくことと致します。

以上、お答え致します。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

このまず成又熊野浦線のことなんですがね、まだ、どうもまともに返事いただいてないんですね、これは工程に入っていたと思う。思ううち何ち、町長は協議会の会長なんですよ。私はね、これはね認識不足というか、それ以前の問題じゃないですかね、町長。あんまり僕がきついこと言ういうでいうけん言いたくないです。だけど、入っていったいうて書いちょうがです。それでね、そういうことを言われると、まあ大変困るわけです。

それから、これ去年が1,700万、一昨年が3,000万、18年ですか、確かね5千万近く消化してるはずですよ。だからね、5千万ずうっときたらね、多分今年の3月にはね、まず済んでるはずなんですよ。で、何か財政上配慮しやすいんです。だけどこれ、辺地債をね、一般、ほかのそのこの地域の金の辺地債というのはね、ほかへ使えないんですね。これ使えますかね、どこへでも。使えませんよ。この町の中で僻地、僻遠の地、落ち込

んでいる地域を町長は認識されて、辺地の申請をされたわけですね。だから、その辺地が落ち込んでおるところを引き上げて、やっとほかの町内のほか並みになるんです。法律はそういう考え方ですよ。認識してやつたんですよ、穴を埋めないかんという。で、だからそれよりいい所がある、そのために悪い所はお前待ちよけやと。これはおかしいでしょう。腹が減って困ったいう所へ、そのために飯を腹が減った人に食わさないかん、例えて言うたら。腹が張った人がほかにおるき、そちらへ金回しちゃれっちょな、そんな理屈はないと思いませんね。だから、今年休むという理由が分からんがですよ。私はね、单なる嫌がらせとしかね見れんがですよ。

ゆうべね、地元の区長さんから電話がありました、私にも。それはね、町長4千万ばあ要る言いよったき待ちよてくれいう話があったんです。そりやおかしいでしょう。約束は、20年度では完了するという約束があって、合併協定があった上で合併したがですよ。このね、だからね合併が対等合併ながですよ、これ。どんなふうにね、私ねこの合併をね、合併町なんですよ、これ。新町、合併町。対等合併。どんなふうに考えちようがですか、この町を。融和というがをね、言ったのは町長なんですよ。私はね、そのときは確かに、ああ、町長たいしたものやと、そう思いましたよ。融和、それから全国に誇れる町づくりを目指す。それもそのとおりだと思う。私は初めからそのことについては、そのとおりですよいいうて僕が言いよう。だけど、することがね、おかしいですよ。問題はこれだけやないですね、まだほかにもありますわな、道は。今回はその道の問題は取り上げませんよ。成又線しか言いませんけど。ほかにも前々から言いよう所がある。

それでね、町長そこのね合併協議会、この昭和40年3月29日の法第6号でやっちようがね、市町村の合併の特例にかんする法律でよ、この中で第3条ですね、合併協議会の設置という所。市町村の合併をしようとする市町村は地方自治法252条の2第1項の規定によりと、合併市町村の建設にかんする基本的な計画。その作成、その他市町村の合併にかんする協議を行う協議会を置くものとする。町長は合併を推進した立場の人間なんです。職なんですよ、そういう。合併を推進した、間違いない。だけど、そうやっておいて合併したが最後、後知らんぜよは、困るわけですよ。入っていたと思うとかね、あこは一番ポイントですね。協定に入っていたと思う。これは困りますね。私はそのとおり帰って区長に報告せないかんがですよ。勘違いがあつたらね、そこ直してくださいよ。

それで第5条はですね、この建設計画の作成及び変更とあってですね、建設計画出来ましたわ、そら前提に合併協議が整うたから建設計画が出来たがですよ。協議が先にありきなんですよ。協議は佐賀町大方町、皆が集まってやつたがです。それをみんなが認めた。で、その第5条第7項にはですね、こうなんですよ。合併町村はその議会の議決を得て、市町村建設計画を変更することができる。これやっておるんですか、この手続きを。いつやりました、変更計画を。議会の中で。第5条ですよ。第7項。

それからですね、8項はですね前項の場合においては合併市町村の長は、合併市町村というのは、下村町長のことですよ今は。あらかじめですよ、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。県知事とこれ協議しますか、どんどん変えていくことを。若い係長を集めて協議したことはあるろうけんど、ほかのところとどんな協議しました。

まだありますよ。9項ですね、第5条9項。第7項の規定により、市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、地域審議会が置かれている場合、この会の意見も聞かなければならぬとあるんです。やってますか、これ。法定事項なんですよこれ、法定事項。地方自治法はね、法に反することはすべて無効であると、私はこの前に言ったんですよ、これ開会の日やつたかなあれ。それから、わしここで発言できるような場を与えていただいたときにも初めに言ったのは、絶対計画を、変更を認めんということではないんだと。必要があるとすれば、その手をたらして変更するしかないんじゃないですかと、それは一番最初のころから言うちようがですよ。それがですね、おかしい。これはね何ちゃ頭に入っちょらん証拠なんです。協定に入っていたと思

う。思うっちょな話じやないです。この法律に抵触しますよ。だから今の質問にも答えてないんですよ、町長。地域審議会に事前に話をしておりますかということを私、質問したんですよ。通告してるんですよ、これ。地域審議会へ諮詢をしてますか。通告しちょうに返事がない。

ほんとこれはですね、これが佐賀の区長会の資料です。これ、町長ええですか、これ区長会の資料です。この中に協定項目が全部入っておるんです。最後の端に建設設計画が入っちょ、これ。ところが建設設計画は3月、17年の。これが区長会では12月21日。これがね3月、17年の。初めに合併ありきでやった、それはみんなが認めたこと。だけどね、合併したが最後ね、後は知らんじや困るわけよ。特にね私らはね、佐賀のあの北の端にあってですね、ここまで来るのにね、佐賀やったら10分のところを30分かかるんです。昨日先輩議員が言ったでしょう。役場をここから移すことは困るいう話です。それでもそんな話じやないんです。30分かかるんですここまで、走りっぱなしで。片道。もうひとつね相手の立場をね考えてね、配慮してやってもらいたい。おらが執行権を行使するじゃ、執行権を行使するためにはね、責任が伴う。法律上の定めがある。それはね、そのとおりやってもらわんと困るがです。誰が困るかえ、町民が困る。主権者が困る。多分、そんなことをね旧大方町の皆さん、町民が知られたらね、面白くないと思いますよ。そんなことを勝手にしてくれとまでは頼んじよらんと。そうなるんですよ。

町長、これいかがですか。

いやいやいやいや、会長は町長ですよ。副町長やないですよ。副町長は事務局長をやつりよつたがじやろう。

議長（小永正裕君）

奥本副町長。

本庁副町長（奥本 造君）

それでは私の方から、まずお答えをさせていただきたいと思います。

合併協議会でございますけれども、これは合併特例法に基づく制度でありまして、法制化された制度というふうな認識は致しております。

合併協議会については、これは法律に基づいた協議会であるということの認識はしております。当然、法律にも拘束されるわけですから、これに伴って両地域において地域審議会を設定したと。

で、この建設設計画につきましては、計画あるいはまた追加等が生じれば、両地域の審議会において協議をしていくと。地域協議会の期間につきましては10年間を、10年間ですね、を設定しております。

従いまして、1つ成又線のことにつきましては町長お答えしましたけれども、町長からお話をされたのは、21年度の予算編成に当たっては大変財源調整が必要になってきたというようなことで、今年はですね、そういうことからまあ休ましていただくと。で、22年度については、財源調整を図りながら事業の実施をさせていただくとするということのお話はですね、以前から矢野議員にもお話をされておるところでございます。まあそういうところで、まあひとつご理解もいただきたいなというふうに考えております。

それから、財政シミュレーションのことでございますけれども、前々の議会においても当然、今後も財政シミュレーションについては見直しを図っていくということについては、議会においてもお話をさせてもらつたと思っております。今後も財政シミュレーションの見直しについては行っていくということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。（矢野議員より「ちょっとおかしいがやない。財源不足のためにそんなことはよ」との発言あり）

議長（小永昭三君）

暫時休憩します。

休憩 12時 00分

再開 12時 02分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの答弁の中で、と思うというような表現を致しましたが、それは合併協定の中にですね、いろいろな建設計画といいますか、計画が網羅されておりますので、ここ近々にですね完全な把握をしていなかつたもんですから、まあこれらもですね盛り込まれておるものと思いますという意味で申し上げました。

それから、この計画はですね、今財政シミュレーションの話もありましたけども、年度をうたっているものの中にはありますけども、やはりそのときの財源を調整しながらですね、バランスを図りながら進めていくということ、またその他の事情によってですね、計画しあつたものが大幅に遅れるということも当然あり得ることですので、そういう範疇（はんちゅう）の中で年度年度の予算配分をですね調整しながら、まあ結果として成又熊野浦線には1年休んでいただくということになりましたが、これは計画自体を見直すということでもありません。計画どおりですね、完成に向かって進めていくということでございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。（矢野議員より「町長、ほんでわし言うたね。この5条、このあれですよ、特例法の5条の7項、8項、9項ですか。それは法に触れてないというお話なんですか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

町長。

（矢野議員より「事前協議はせないかんいうて書いちょうでしょう、これに」との発言あり）

町長（下村正直君）

はい。それは大きなですね、計画の根幹を根本的に変えるというような問題については、そういった手続きも経てしなければならないというふうに思いますが、細部のですね、例えば年次的な計画が1年ないし2年延びるだとか、いろんなことについては必要に応じて、あるいはまあシミュレーション等を議会の皆さんに示しながらですね、進めていくと。

また、最初から申し上げておりますけども住民の皆さん、あるいは議会の皆さんがですね良しとするならば、合併の目的効果のですね早期実現を目指してですね、前倒しでもいろんなことに取り組んでいくというふうに思って、また皆さんにもそのように申し上げて、やってきたつもりでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

建設計画ですけれども、これは現在の状況、事業内容からするとですね、地域審議会に諮問するような状態ではまだないと。建設計画には変更があり、また追加するものがあれば、直ちに両審議会において諮問すると、こういう状況になっておりまして、現在のところ変更追加はあり得ないと、こういうことでございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野 昭三君）

じゃああのね、それはね初めにですよ、言うちよかないかんがですね。副町長の言う話やったら、合併する前に。合併協議が整うたので、建設計画をそれにまとめただけの話で。あのそれは一体ものなんですよ。仮に

そんな話がそのときにしちょったらですね、黒潮町は出来てないです。作ったが最後、おらの勝ちやってのは、そんな発想はいけませんよ、町長。初めからよ言うちよつたら、私は文句言わんがよ。ほかの町民も。このとおりやりますというてよね、皆言うから、じゃあそれはええですねと、そうなったんですよ。間違いなく。計画きたけどね、後はやらんぞっちょなこと言うがやつたら絶対ね、黒潮町は出来てない。どんなに逆立ちしても。

こここの、こういうことですよ。協議会設置の理由というところでね、これはね下村町長と池本町長があの橋本知事に出した文章です。控えです。これみんなに配りましたので、これは秘密やないです。みんな知っちょうです。この協議会設置の理由というところでね、両町が合併した場合の住民サービスの変化。新しいまちづくりの方向性など。責任を持ってですよ、責任を持って住民に説明しと、こうある。地域住民が、適切に選択、適切に選択ですよ、これ。判断が行えるよう、大方町佐賀町合併協議会を平成17年1月1日より設置することになりましたと。この文章、これ公印は押してないけど、多分この文章行っちょうがやないです、知事のところへ。これはだから国も承知のことなんですよ。ここに言う適切な選択、判断が行えるようになっちゅうはずなんですよ。それが20年には終わる、そういう予定やつたんです。熊野浦の区長もそれは知っちゅうがですよ。それがなぜ20年度が1,700万、19年度が3,000万、その前まではね18年度はね5,000万やっちょうがです。合併してから何で下がってくるわけ。よそへね、使える起債の充当率はね98パーセントぐらいです。1,000万掛かってなんぼ、あの2パーセントの金が。しかもその2パーセントたるや、後年度負担が7割までは見てくれるがですよ、国が。これそんなにやられたら、私質問しようときにはれそんなどされたら困る。時計が進みようがじやき。いや、真面目に聞いてくださいやこれ。ずっとね、合併以来ですよ。拳ノ川の健康対策課の件。あればあ頼んじゅうに、19年2月26日に文書を沿えて奥校下の区長8人が頭下げて、お願ひします、何とか正規拡充の件をよろしくお願ひします言うちゅうのに、そのときは議案出来ちよつたがですね、わしは知らったが。何ちゃあ言わん。3月議会じや何ですか、拳ノ川の方に健康対策課がない。そのときのことはね、4年間変わらんいう約束やつたんですよ。それも合併協でやつたこと。今もよ。住民が適切にね選択、判断できるようと、こうある。。そのために作ったがですよ。もともと町長は16年12月議会でそういうて言うて合併協認めたんでしょ、大方町の。作ったんでしょ、大方町分は。

だからね、その何度も、佐賀と大方を対等な総合庁舎であると言ひながら、人間は、職員は、こちらへ引っ張って来ることを計画したでしょ、去年。係長集めてそういう方式の、係長どう思うでしょう。これ持っちゅうがですよ、町長の言うた諮問の控えは。私たちが見たがはよ、係長の答弁ばっかりや。町長がそういうことを投げ掛けちよう。戻る答えは分かつちゅうがやないですか。ね。だからね合併以来ね、ずっとおかしいですよ。

私はね、町長困窮するいうてね言われるけんじね、町長がね真面目なことを協定、約束をちゃんと守つたらね、僕何にも言うことないんですよ。だからねこのことを除いたら、すべて町の振興策についての質問がほとんどですよ。ちょっとね、こちらあたりおかしいですよ。分かるように説明してください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどもお答えしましたけれども、いろんな事業を計画されております。その中で、その年度年度のですね予算財源配分をにらみながら、一定その調整をさせていただくという場面もあろうかと思います。まあその1つです。ですから休止したわけでも、見直すわけでもありません。完成さすまでですね、取り組んでいくつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君の一般質問の途中ですが、この際13時40分まで休憩致します。

休憩 12時 15分

再開 13時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

議長、その前にねその私が先ほど質問したことに対して、

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 13時 40分

再開 13時 41分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは100万円の金もよう組まんということらしいです。今年は不用額がゼロになるようにしてください、新年度は。

それではですね、3番の農業振興についてですね。一次産業の町と言われながら、農業生産にかかわる土作りができていないと考えます。町内には土づくりを進めるための材原は多くあり、これを生かして町が中心となって堆肥（たいひ）を生産し、農家が、そして消費者が喜ぶ農業を推進すべきと考えますが、町長の姿勢を伺います。

と申しますのは、町内には菌茸生産、それからブロイラー、それから黒砂糖の搾った後の、あれ何いうもんかちょっとよう分かりませんけど、そういった優良な材料が多くあると承知しております。それらはですね、私たちもこの前も土佐町の方へもまあ勉強に行かせてもらいましたし、事実私が畑で作ったものと、まあこういうこと言うたら悪いかも分からんけど、店屋で売ってるのを、全部の店やなくてある特定の店屋だというふうに聞いてもらつたらいいですが、どうもこう食べ比べたときに、やはりその味が違うと思いました。それはやっぱり土の力、土そのものに力がある場所と、やはりない場所があるのかなと。そういったことを考えたときに、土佐町の方でも土作りをやられて農業されておるリーダーもいらっしゃいますし、そちらの野菜もなかなかおいしいという部分がございます。

それで、まあ思ったわけです。このわが町は農業生産高がだんだんだんだん落ち込んでおりますし、このままでは駄目だというのは私の考えです。で、じゃあどうするかというときに、そういう違いをつける。うまいものを、健康な野菜を作つて、広く全国へ情報発信し、その農業をビジネスとして再構築すべきであろうと思うわけです。ほんでその過程、それを作るまでの中で、農家自身がですね農薬を扱うもんで、これはそれでまあ、私は大変危ないものであろうと。だから、少しでもそういうものを減す、減すためには地力をつけないかんという部分がありますので、その地力を作る。まあ食べる方も、そういうところを有機農業を中心に進めた所の農作物であるということであれば、食べる方もまた安全、安心で購入できる。そういうことを考えるわけです。

で、この黒潮町の農業を見たときに、そういう基礎的な部分にかかわる行政が私は弱いように思うわけです。それでぜひですね、この町の予算でもってそういう土作りのための行政を進めるということが非常に重要と考えておりますが、町長のお考えを伺います。

議長（小永正裕君）

　　海洋農林課長。

　　海洋農林課長（矢野健康君）

　　矢野議員の農業振興についてのご質問にお答え致します。

　　本町の農業生産については施設園芸が主体でキュウリ、ミョウガ、ニラ、シメジなど、主要な作物として栽培されております。19年度の総生産販売額が23億7千万円余りとなっておりまして、やや減少傾向にあります。これまで期間品目の生産拡大と農業生産の近代化により、まとまりのある産地づくりを進めながら、地域を担う農業者の育成確保に努めているところですが、社会情勢の影響や、農産物の価格低迷、生産コストの上昇などから経営が厳しい状態にあります。

　　農業生産を高めるための土作りについて、町内の原料を活用した取り組みを積極的に進めるべきではないかとご質問でございますが、現在の段階では佐賀地区の菌茸栽培による、出される廃おがが主なものでございますが、農協の野積場に一定期間ですね保管され、近隣農家や堆肥（たいひ）の製造業者に引き取っていただいている状況です。また、町内の施設園芸に一部利用されておりまして、多くは大月町の堆肥（たいひ）センターから供給されている状況です。

　　この町内資源の活用策については、農協等にも提起はしておりますが、JA高知はたの意向としてはですね、現在の既存の堆肥（たいひ）施設を使用する方針ということで、新たな施設建設の考えは農協の方には持つておりません。有機堆肥（たいひ）の投入による土作りについては必要であると認識しておりますが、生産性の向上等が図られることありますが、西村議員にお答えしたとおりですね、施設整備に係る需給の調査、整備に掛かる生産費用、運営経費、建設場所などの多くの課題がありまして、現段階では整備手法が決まっておりません。

　　生産性の向上とまた併せてですね、安全、安心な食料を供給するためには、一定販売戦略にも繋がるものと思っておりますが、そういう整備検討が必要と思われております。

　　今後の見通しとしても、菌茸栽培の拡大等によって輩出量の増加も見込まれますので、資源の活用方法についてはですね、町の農業振興を総合的に検討する黒潮町手づくり手育成総合支援協議会にこの問題も提起してですね、まあ規模によれば広域的な取り組みも必要だと思いますが、どういう組織で整備が可能なものか検討していくといきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

　　矢野君。

7番（矢野昭三君）

　　それではまあ2回目なんですが、現段階ではそういうまることも考えてないということなんですが、農協が考えてない、町が考えてない。旧大方町は役場の作った構造改造の資料を見たら、平成4年ごろやったですかね、3年間、年30億。多分そのころね、佐賀の方も10億ぐらいやったはずです。だから、その落ち込みはものすごいわけですね。これ、これを危機と言わずして何ですか。これ危機なんですよ。農業の危機。町民が町民としてここで生活できんなりようがです。15年そいらでその物の販売、まあ生産高の販売がこう半分になっている。これどうして生きていったらいいか、なかなか困った話ですが。

　　それね、今の段階ではないというがはいいけど、じゃあ、今はいいけど今後どう構築するのか、具体的にで

すよ。そこが一番必要やと思うんですね。今はない。じゃあ来年へ向けて、具体的にですよ、どうするのか。町長は農業に自信があるというてあいさつがあつたんですよ、詳しい。で、そのね、そこが僕は大事なもんで、農業の町と言われようんです、ここは。自称農業の町。まあよそからもそういうことでしょう。県下の統計見ても多い方です、農業は。だけど最盛期からいうとどんどん落込んでおる。

これをどう歯止めをかけるものか。もう1回お尋ねします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員のご質問にお答えします。

農業全般の問題についてはですね、大変経済構造が変化した今、中でですね、価格低迷をずっと余儀なくされております。例えば、つい最近も聞きましたけども、知り合いが出口の方でですねグロリオサという花を作っておりますけども、これが去年は1本がですね150円くらいしておったものが、今シーズンはですね、100円からあるいは90円と。これは150円のものが仮に100円ですから、このもうける部分が全部飛んでるんですね。彼は、もう来年は作を変えると。その花をやめて別のものを作る検討を今しておるということで、つい最近そんな話を聞きました。

まあ、農業生産、漁業もそうですけど、価格の低迷ということが本当に打撃というのか、今さっきも言ったようにですね、コストはますます上がるところに持ってきて、もうける部分どころか、そっくり飛んでしまうというような状況ですので、本当に大変な状況にあります。これは私ももう常日ごろですね、本当に危機的に感じております。まあそれがために、われわれにできることはしなければならないというふうに思っておるところですが。

この堆肥（たいひ）についてはですね、過去の経過等もありますけども、ただ有機堆肥（たいひ）をですね、原料があるから、そこでセンターを造って、造ればそれで土地作りができると、そういうふうなまあ変な言い方かもわかりませんけど、簡単なものではありません。施設園芸農家はですね、相当高度な管理をやっております。ですからその堆肥（たいひ）にしてもですね、高知県下にもあつちっこっち堆肥（たいひ）センターありますけども、官民合わせていろいろあります。ありますが、完熟したですね本当にその一発勝負賭けるといいますか、1年に1作ないし2作をその作物に賭けるわけですので、1回失敗すればですね、もう取り返しがつきません。そういう高度な管理をしている施設園芸農家がですね、そういう肥料の安全性というか効き目というか、そういったものを本当にきっちり確認してからでないと使えないという状況があります。

そういうわけで、まあ簡単とは言いませんけども、相当堆肥（たいひ）センターを造るにしてもですね、高度に管理された完熟堆肥（たいひ）を製造できるというプラントシステムじゃないといかんわけです。そこでまあ我々もですね、先ほど課長が答弁しましたように、施設園芸農家等を中心にですね、どうしてもその需要といいますか、欲しいと、そして我々はこれくらいの単価でなら買うと。あるいはこういう作り方にこれだけ費用が掛るから、それは役場がこれだけ持ちましょう、JAがこれだけ持ちましょうというような全体の計画ないし需要というものをですねきっちり確認してから、その堆肥（たいひ）センターを造るということになろうかと思うわけですけども。

何よりその中ですね、人のせいにするわけでは決してございませんが、やはり生産者の組、グループがですね、JAを通じてそういう思いというものをですね、ひとつこう作り上げて、機運を高めてこないことにはですね、われわれの方から中心になってというふうなご質問でしたけども、行政だけがですね先走りしてやるというものじゃないでないかというふうに思ってます。

が、今後いろんな協議会等もありますので、本当にこの黒潮町ですね、今の農業の危機の一部でも支援するためにですね、堆肥（たいひ）センターがどういう形で造れるものか、また今の町内にある材料をですねどういうふうに使ったいいのかとか、いろんな面をこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

あと4分です。

7番（矢野昭三君）

それでは、前へ進んでと言わわれましたので、4番目の救急車の導入の件でございます。

救急車は一度出動しますと帰署に60分を要することもありますとあります、これ60の分もあるけど、よう調べよりましたら120分かかるときもあるというデーターもございますので。そうですね120、まあ2時間要する分もあるようでございますので、まあ60と。通告は60でございますが、これ一応120というように、することもありますと。この間に事故などが発生した場合は、四万十消防署へ救急車の応援依頼。それも出払うてない場合は、自家用車なんですね。それぞれが都合して病院へ連れて行っておるようです。まあ高齢化が進む中ですね、こういうものは多くなりますので新規、まあ増やせませんかと、新規というのは。

というのはですね、これ50歳、統計関係の資料があるんですが、これ50歳を見たたときからね、ものすごい割合が出動が多くなるんです。50歳から。年齢構成見たら。倍ばあになるがですね、これ。そして、その中で多いのが急病なんです。交通災害、一般乗務もございますが、何としても多いのは急病です。

で、私の知ってる方も以前に聞いたことでした。自家用で走ったぞと。こういうことではなかなか命が守りぬくうなりますので、ぜひですね、そういうものを早く用意できないのか。まあ1台3千万くらい要するようでございますけれども、それほど高度なものがすべて必要ともよう思はんし、とにかく早く行く。その隊員は一生懸命やりようがですよ。だけど行った先で目がつり上がり上がっちょがですね、早う来てもらいたいために。あと1分かね。

それで、まあその心身に、隊員の心身もまた心配な面もございますし、事故があってもいかんし、ゆとりを持った、ある程度のゆとりが必要でございますので、ぜひですねその新しく導入について、ひとつご答弁をいただきたい。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 莊君）

それでは、矢野議員の4番目、救急車の導入についてお答え致します。

黒潮消防署の資料によりますと、議員質問要旨にありますように、最近は高齢者の増加とともにですね、救急車の出動件数も増加傾向にあります。平成16年から平成20年の5年間の平均出動件数を見てみると489件となっておりまして、まあこれを1年365日で単純に割りますとですね、1日の出動件数は1.3件となっています。

このうち最近は四万十市民病院ですね、救急の受け入れが難しい状況となっている関係で、幡多けんみん病院への搬送がまあ半数以上というふうになっております。しかし、幡多けんみん病院まで搬送しますと、今議員申しましたように、往復で2時間少々かかるということになっております。このため最近はですね、救急車の不在時間が多くなり、現体制では二次救急が入っても、まあすぐには対応できない場合も発生しているようでございます。このような場合はですね、待ってもらうこともありますし、消防車が病院を紹介してですね、

まあ自分で行ってもらうということもあるようございます。が、まあ特にですね、重篤な場合は近隣の四万十消防署や四万十清流消防署に応援出動をお願いしていると伺っております。

ちなみに、四万十消防署に応援出動いただいた件数は、この10年間で毎年約20件前後となっておるようございます。が、四万十清流消防署の方にはほとんどないと。年に1件程度というふうに伺っております。

今後もですね、高齢化の進展とともに救急出動も多くなることが予想されますし、かつ救急は一刻を争う場合がありますので、救急体制の充実は大事ではないかと考えております。しかし、救急車を増設するには救急車だけでなく人、員配置等の体制が必要になってまいりますし、そうなりますと、まあ多額の今後経費も掛かってまいります。また、幡多中央消防署との協議も必要になってまいります。

このですね、489件の年間の出動に対しまして、軽症はですね約40パーセント程度ございますので、そのいった方々にもですねぜひ使い方といいますか、を考えただければですね、今の体制でもまあ十分できるのではないかというふうに考えておりますが、まあいずれにしましてもこういったことやですね、今後の町の財政状況等を勘案しますとですね、救急車を1台増やしてですね、2台体制にすることはまあ大変難しいというふうに考えております。

まあ今後ともですね、幡多中央消防とも連携を取りながら体制強化に努めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

次の質問者、田辺守君。

4番（田辺　守君）

通告書に基づき質問をします。学力の向上についての質問でございます。

1番目に昨年の3月、議会でも質問を致しましたが、全国学力学習状況調査、この結果を踏まえてですね、教育長に基礎学力の定着について質問をさせていただきました。その後学校、また教育研究所ならびに家庭、そのことについてどうのような取り組みをこの1年間やってきたか。その検証とですね、また、新聞紙上でもよくその話題になっておりますが、中学校へ入学時、その環境の違いや小学校での基礎学力の不足、こういう原因の基で、よく言われます中1の壁。これにぶつかっておる生徒がですね、多分に見受けられる。

それを解消する1つの施策として、小中一貫教育、こういうことが全国の自治体でも叫ばれています。また、そういうきめ細かい教育によって、中学校の3年間が楽しい学校生活を送っていく。そういうことにもなるかと思います。

その2点について質問と、提案と申しましょうか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

第1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並　勝君）

田辺議員の質問にお答えを致します。

まず第1点目でございますが、昨年の3月の議会の一般質問において、学力調査の質問を受けたわけでございますけれども、その後学校、研究所、それから家庭がどのような取り組みをしてきたかということでございます。全国学力学習状況調査の結果を踏まえまして、その後学校、教育研究所、家庭と、がいろいろ取り組みをしてきました。本年度も全国学力学習状況調査を実施を致したところであります。

本町においても全国、高知県の状況と同様に知識や技能の定着、活用する力には今年もまた一部課題が見られるという結果になりました。ご指摘のとおり、高知県における中学校の状況というのは大変厳しい状況であります。本町におきましても、より一層小学校と中学校が連携をした取り組みを推進していかなければならぬと考えておるところであります。

まず各学校の取り組みでございますが、年度当初、全国学力学習状況調査結果を踏まえた学校改善プランを作成を致しまして、具体的な目標を設定するとともに、具体的な取り組みを計画をして、学力向上に向けた実践を推進してきました。漢字や計算の習熟など、基礎基本の確実な定着を図るために時間を設定をしたり、講師を招へいをして授業を参観をしてもらい、具体的なアドバイスをしてもらうといった授業研究を継続をして行ったりすることで、学力向上と学習意欲の向上を目指し、取り組みを進めておるところであります。

次に教育研究所においてでございますが、ここでは各種学力調査や生活習慣調査の結果を分析をして、学校に情報提供を行い、学校が的確に現状や課題を把握できるよう支援を行っておるところであります。また各学校の研究主任を対象と致しまして、学力向上委員会を開催をし、町内統一テストを実施するなど、町全体での取り組みを推進をしてまいりました。

学力向上に向けての1つのポイントとなる家庭学習の定着に向けては、全児童生徒に家庭学習の手引きを作成をし、配布するとともに、保護者に対してもその家庭学習の手引きを配布をして、その啓発に努めてきたところであります。

家庭との連携強化に向けては、各学校の取り組みや町内児童生徒の学習状況、生活習慣の状況等を町広報誌に掲載をして、共に協力してより良い教育環境づくりに努めているところであります。

次に中1ギャップによる小中一貫教育の導入について、お答えを致します。一般的に中1ギャップとは、中学校での学習や生活の適応ができずに、中学1年時に学力の低下や不登校の増加、教育課題が顕著に表れる現象のこととして、小学校から中学校への円滑な接続が全国的な課題となっております。本町におきましても、各種学力調査結果から、確かに小学校段階から中学校段階へのよりスムーズな接続が求められているというところだと思います。ご存じのように、現行の学校教育法では小学校の課程を6年、中学校的課程は3年と定められております。小中一貫教育においてはこの小中学校とは異なる教育課程を編成をして、その教育効果等について研究が行われております。この小中一貫の教育課程を編成して実施するためには、特区研究開発学校設置事業を活用することによって、文部科学大臣が指定をすることによって実施可能となっております。この事業による本県の実施校はありません。田辺議員が指摘をされております中1ギャップの解消や、小中学校の環境の変化等による学力不足を補うことにつきましては、新しいタイプの小中連携教育推進校として、県内ではこの推進校が5校区の小中学校が指定を受けて、小中連携教育による取り組みを行っております。

従いまして、今後本町の取り組みと致しましては、児童生徒一人一人に応じた指導を可能とする小中連携教育の推進に取り組んでいく研究をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

私自身のことを振り返ってみるとですね、子どもが2人おりまして、もう現在では成人をして世帯を持っているわけでございますが、親として学校にかかわったことはですね、PTAの役員等々で2人の子どもに小学校、中学校、高校とかかわってきました。そのときにはですね、まあ男親といいましょうか、私は学校の参観日等にもたびたび参加をしましたが、教室の中を見るよりか運動場や校舎の屋根、雨漏りはしていないか、石ころは落ちてないか。そういうふうなところに目が向いて、教室の中の学力、そういうことに対して関心があま

りありませんでした。しかし今般、学力学習状況調査、昨年と今年と実施されたわけでございますが、特に高知県、まあ高知市の方、中学校の方の学力、これが全国でも最低値の方のランクに位置付けられております。

まあ県の予算においても、高知市内の中学校を中心に、手堅いその学力向上に向けての仕組みづくりが行われております。本町においても今呼ばれておりますところのハードな面で、学校の校舎の耐震化と、または学校給食等々で多大な費用も要ることは承知をしております。しかしながら、子どもの学力の向上、これは少子高齢化の中で子どもが少なくなっている、これは現実でございます。私の出身地の馬鹿でも、何年か前に小学校の生徒が8名になり、保護者の方から田ノ口の小学校の方に統合をという声があり、やむを得ないということで今現在スクールバスで田ノ口小学校の方に通学をしています。本当、地域から子どもの声が聞こえなくなりました。寂しいですね。朝バスで行って、夕方バスで帰ってくる。今まででは、8人といえども朝夕子どもの声や姿を見ることができましたが、今はそういうこともかないません。少し余談になっておりますけど、私は私自身のことも振り返ってみると、やはり学力、最低限の、例えば小学校で習う国語がですね、中学校になつても十分に理解できない子どもさんもいるように聞き及んでおります。そのまま中学校に入学し、もんもんとした中で3年間を過ごす。現場の先生、教育委員会の方も十分な学校の改善プランに基づいた部分において日々努力はしてもらおるとは思いますが、先ほど教育長の答弁の中に、小中一貫教育の正式な部分においては特区というようなことにおいて、高知県内はゼロである。しかるに、小学校から中学校に入り、中1の壁、ギャップ、そういうものに対処し、中学校の3年間の学校生活を楽しく有意義に送るには、小中連携による推進校というような部分において、きめ細かいそういう小中の連携をし、交流をすることによって、少しでも学力不足の解消につなげていきたいというような答弁をいただきました。

申すまでもなく、子どもは地域の宝であります。また、町の宝でございます。私の言わんとするところは、学力の最高点の100点を取る人間を目指してもらいたいというようながではありません。子どもたちが小学校6年、中学3年、この義務教育の中で全国で比較して、新聞紙上の報道の中では高知県は最下位。そういうふうな中でございます。今般の教育には金が必要になろうと思います。ぜひともですね、学校現場におきましては教える立場の先生、その部分においての処遇改善、こういう部分も、先生の生の声を現場の教育長は聞いて、必要な人員配置等の伴う費用についても捻出をしてもらいたい。また、教育研究所の分におきましては、町内の統一テスト等々学校をサポートしておるというような答弁もいただきましたが、せっかく教育研究所という部分がありますので、最大限に有効に使っていただいて、活動の場を広げていってもらいたいと思います。

また、家庭教育においてはですね、家庭学習の手引き等々で対処をしておるという答弁をいただきましたが、私は家庭にも問題があろうと思います。聞くところによると、これは保育園児も含めてでございますが、今社会体育の面で夜間スカッシュ等々のスポーツが盛んに行われております。その場にお母さんお父さんが行くわけでございますが、家庭によっては子どもも一緒に連れて行くと。そこで、子どもたちは何人かのグループでお母さんお父さんがスカッシュバレー、ボーラーにこうじている間、ゲームをして遊んでおる。そういう状況の中で、学校の宿題を忘れたり、または家庭での親子の触れ合いといいましょうか、そういう部分が気薄くなっている状況が多々聞かれます。ぜひとも教育委員会ならびに学校の方は、そういう家庭での生活習慣、その部分までもですね、やはり目をかけて強い方向性を示してもらいたいと思います。そうでなければですね、今の状況の中で全国の学力に追いつくには平均的に、やはり学校、教育委員会、そして家庭が三者が連携して、根っここの部分で子どもの目線に立った教育を推進していってもらいたい。学校の現場での声として、子どもさんがお客様というふうな感覚で子どもに接している先生もおるようでございます。私たちの子どもの時代とはすっかり様変わりをしておりますが、あの時分には先生にげんこつをかまされたことが、そのときは痛いですが、やはり自分の方に非があるという部分でげんこつをかまされた先生に対してもですね、ひとつも恨み辛

みがありませんでした。今は先生がそのようなことをすれば、ほら体罰じゃとかいうような部分になってきて、大きな問題になると。学校と家庭とが信頼関係の下で、もう少し全国の先進的な県に見習って、小中一貫教育、こういうものは高知県の中では取り組んでいないということでございますが、それならば先ほど教育長の答弁の中にありましたように、小中が連携をして分からぬところはきめ細かく子どもに教えていく、そういう態勢を取っていってもらい、地域の宝、町の将来の宝でございます。児童生徒の教育の要る、必要な予算はつけて、みんなで守り育てていかなければならぬと思います。教育長はそのことができる人でございます。

昨年の3月、大方中学校の卒業式にご案内があり、同僚議員とともに出席をさせていただきました。1年前の卒業式が76名の生徒でございました。これは私だけが気が付いたことかも分かりませんが、76名の生徒さんが校長先生から卒業証書を頂く、その部分の一挙手、一挙が小学校6年の田ノ口小学校で卒業式でも参加をしましたが、6年生が小学校で卒業式をする、その校長先生から頂く卒業証書、式の手順といいましょうか、こういう部分しっかりとできておりましたものが、中学校の3年生卒業式、大方中学校に行きますと、私には式典の校長先生と生徒、感謝の念を持って卒業証書を頂く。また校長先生も3年間よく頑張ったねと、おめでとうという態度の下で授与する状況がですね、もっとめりはりをつけたびしつとしたもんにせないかんというふうに私自身は感じ、そのことを松並教育長の方にもですね、去年の卒業式はこういうふうな感じで僕はそんなに受けたんじやけんど、やはりちゃんとするとこはちゃんとせないかんのうという話をさしていただきました。早速教育長は、町内の校長会等々でそのことはお話をするという返事をしていただきました。3月の15日日曜日、大方中学校の卒業式に参加をし、私はどのような卒業証書授与式になるか、期待の中で拝見をさしていただきました。これは見事な卒業証書授与式、卒業式でございました。

やはりですね、言わんとするところは、教育長に学校の一部部分でございますが、具申をする、そのことがですね教育長の姿勢、考えですね、学校現場に反映をされ、3月15日のような大方中学校の立派な卒業式ができる。従って、この学力の向上の問題につきましてもですね、やはり教育長がですね普段考えておること、子どもの学力の向上に向けての施策等々、この部分もですね、現場の先生が、家庭が、行動をしなくちゃ絵に描いたものになろうかと思います。学力の問題については、一長一短で早く全国並みになるということも難しいかと思いますが、根っこには子どもの幸せを願う部分でございます。今からの世の中はグローバル的な規模になってきております。ぜひとも今後の黒潮町を担う子どもたちにはですね、どこの誰さんと会話をし、またいろいろな部分において、いろいろな場面において対処できる最低限の基礎学力、こういうもんが必要かと思われます。

ぜひ教育長、今後ともですね教育長の生の声を現場、ならびに家庭の方にですね浸透させていただきますよう、もう一度、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

今、田辺議員から中学校の卒業式が大変良かったというお褒めの言葉をいただきました。本当にありがとうございます。私も今年は佐賀中学校、大方中学校が幸いにして両校が別の日の卒業式でありましたので、両校とも出席を致しました。手前みそでありますけれども、本当に両校の卒業式というのは今年は特に良かったというふうに私自身も関心を致しました。まあこのように、中学校が1つのことに対してあのような式典ができる、子どもたちがそういう心構えで出席ができるということは、今、中学校は非常に落ち着いた環境の中で学習ができています。これは各先生方の教えもありますけれども、やっぱり考えてみると、学校と小学校が家

庭との連携ができているということも1つに挙がっておるのではないかというふうに、私自身も考えておるところであります。

もう1つ、顕著に現れているのが不登校の実態ですが、この不登校も18年度、19年度、20年度と、中学校の不登校がだんだん減っております。18年度では19人不登校がおりましたけれども、19年度では10人に、そして、20年度はまだ最終的な人数は出ておりませんが、これが5人になるように思います。このように考えてみると、年々半分になっているというふうにも言っても過言ではないのではないかというふうに思つておるところです。

中1ギャップの解消の取り組みも今われわれは小学校との連携を強めておりまして、どのようなものを連携をしているかということを少しここで延べらさせていただきますと、小学校6年生時における合同学習、修学旅行、水泳記録会、陸上記録会、音楽祭等各種行事を通して学校間の、これは小学校の交流でございますけれども、交流を行っております。それから、中学校に入学したときの人間関係づくりへのギャップを減少させていくというふうな教員の意識も、今お互いに話し合いをしながら、研修を深めながら、そのような取り組みもしているところであります。

今後もこのような取り組みは続けてまいりたいというふうに思つておりますと、極力、中1ギャップにならないような取り組みを今後もやっていきたいというふうに思つております。それから、決して家庭の方に責任を転嫁するわけではありませんけれども、どうしても学力向上ということになりますと、家庭の協力がなければできません。そういうことで、本年度は家庭学習の手引きも作成をして、児童、そして生徒、そして家庭の保護者ということで、配布を全家庭全子どもに配布をしたところであります。まあこれを最大限利用していくで、家庭での学習の取り組みもこれからも指導してまいりたいというふうに思つております。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

それでは教育長、引き続いて今の考え方、今の姿勢ですね、ぜひとも本町の教育にまい進をしてください。

よろしくお願ひします。

終わります。

議長（小永正裕君）

これで田辺守君の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、私の質問をさしていただきます。

1問目でございますが、これは2月の27日に出した関係がありまして、その後定額給付につきましては、3月2日の全員協議会の場所で、一定限説明は受けております。ちょっとちぐはぐになりますが、関連したことでの質問にさせていただきます。

現在住民の方々は、1万2,000円、18歳以下と65歳以上の方には2万円の支給になります。この定額給付について、まあ住民の方々からは、町ではいつの支給になるかという声を聞いております。また、給付を受け取ったときどのように使うか。まあ、私なりにその話をされる方々を聞いておりますと、何かいろいろな夢が咲いてるような部分もあります。

そこででございますが、まあこの給付につきましては1回こつきりです。で、まあ3年先には、消費税の増

額問題が見え隠れしておりますが、もらってありがたいかありがたくないか、そのへんはありますけど、それは個人的な問題でいろいろとあろうと思いますが。支給については、全委員協議会の場所で、まあご家族の分はまとめてその人の口座に振り込み、また、役場の方での窓口申請とかいろいろ聞きました。また今、預かった区長配達。区長に預けられたチラシを見ますと、どうもこの給付についてのお知らせのようでございます。それについては4月の末日ぐらいまでには受け取れるがじゃなかろうかということでいろいろと話しております。

1つだけお聞きしたいのは、執行部の方でこの支給につきましてですけど、まあいろいろ検討された際に、まあ町での消費問題があります。そのへん含めてこれが正しいかどうかは分かりませんが、全商店が加盟しているわけではありませんので、黒潮町の商工会が発行しております地域振興券、そういうものを一部かみ合わせての活用というべきでしようか。そういう検討をされたがでしようか。まあ、四国で1番早かつたいうように放送されました梼原町の支給の場合は、まあ役場の方から、地域も狭い、人口の密度も違いますので一概に言えませんけど、ほとんど集落の集会所の方に何か出向いて行って、現金の支給をされたようです。その端で、ちやっかり言うたら悪いんでしょうかね、ちゃんと商品券を持ってきてそこでもらった方が、どうせ使うなら地域で使うかという方は、商品券をそこで買い求めたような風景が、テレビのニュースで流れたような気が致します。

まあそのような検討をされたのかとか、またこの、まあ仮に給付金を辞退される方がおるかどうか分かりませんけど、その給付金がもし不用件となるんですかね、予算組んでますので。その場合は、国へ返還になるのか、そのまま町の方の財源として寄付、寄付すればご本人が町の寄付とはなるとは思いますけど、まあそういう方がおるかどうか分かりませんけど。

まあもし、辞退をなさる方がおった場合にはその扱い、処理はどのようになるかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

森議員の定額給付金につきましてお答えささせていただきます。

少しPRというか兼ねてましてね、少し紹介もさしていただきたいと思いますけれども。

定額給付金ですね、給付方法につきましては、本町は国の要綱どおり原則口座振替というふうにさしていただきたいと考えております。しかし、口座を設けてないなど振込み給付が困難な方につきましては、役場の窓口でですね、現金給付をすることも考えております。

そこで、プレミア付きの商品券発行の検討したかどうかということでございますけれども、本町はですね、プレミア付きの地域振興券は今回は発行しないということに致しました。これにつきましても検討致しましたけれども、本町はですね、昨年プレミア付きの振興券を発行しておりましたので、今回はプレミア付きの商品券は発行しないということになりました。

しかしこれで、ぜひまあ町民のみなさんにもお願ひしたいところでございますけれども、プレミア付きの商品券発行はできませんけれども、町内の経済活性化のためにですね、ぜひ定額給付金の使用につきましては、できるだけ町内で使っていただければと願っているところでございます。

それからですね、まあ参考までに今後の定額給付金の給付までのスケジュールを申し上げますけれども。先ほど議員からもありましたけれども、3月末までには住民の皆さんに申請書の発送を致しまして、そして4月1日から10月1日までを受付期間と定め、順次受付することとし、4月末日ないしは5月上旬にはですね、第1回目の給付ができるように考えております。また、住民の皆さんにはですね、スムーズな手続きができるよう

に、事前に定額給付金のチラシを全戸配布することに致しました。これもまあ大方分につきましては今日発送致しましたし、佐賀地区につきましては明日、区長便でですね発送することとしております。

そこで、今後この給付金を辞退した方、また、現在 2 億 1 千 7 百万程度の予算を計上しておりますけれども、そこで不用額が出た場合はどうするかということでございますけれども、不用額が出た場合はですね、本人の辞退で不用額が出た場合には、国への返還ということになります。あくまでも本人が取って寄付していただくなればですね、それは返還にはなりませんけれども、本人が辞退、または申請しなかった場合にはですね、国への返還ということになります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

私の言うのは、プレミア付きの地域振興券を発行するがではなくて、まあ使える店は限定される可能性がありますけど、最初に黒潮町が商工会が発行した地域振興券について、プレミア付きで発売されたかもしれませんけど。まあ、そういう検討課題がなさったかななんか、直接実際にわずか喜ばんと思います、住民の方々は。その 1 万円と 2,000 円がその地域振興券での兼ね合わせの発行いうのは喜ばれないと思いますけど、まあ直接地域に落ちる部分になりましたら、このやっぱり地域振興券でないと、一定限まとまったお金いうものになってきたらそのように他へ流れる可能性も強いかなことでのお聞きであってよね、まあ今回はしないということですので、今更することは思いませんし、まあ国の方が現金支給、特にそれも口座での振り込みということを限定されてるようですが、指示されてようですがそこは問いませんけど。やっぱり、わずかでもやっぱり地域が潤うような方法、まあ実際に住民の方に言うと、地域振興券かもしれないなあねというような声掛けると、そりや困ると。なせって言うたけん、まあおまえ、馬券が買えんけんやろいうて言うたら、それよと言うた人もおりますけどね。そういう問題と、それからやっぱ一番気にしてるのは、家族であれどばらばらで頂きたいかなという声も聞きます。これもう事実ね、親御さんがまあ、子どもさん二人暮らしがですけど、お母さん、あの 2 万は私がよと、こう言うという声もあるがよ。けどまあ親御さんには手続き上どうしようもないけん、まあできるだけ経費が掛からんように世帯主、もしくはその家族の 1 本の口座に、何人おったちそれを収めらしてもらわんと、まあ 1 件 1 件手数料がいるけん役場は恐らく、まとめてのあれになると思いますということは言ってます。今後、まあこのことがもう 2 度も 3 度もあることじゃないでしょうし、まあ一番の問題はもううてうれしいいか、3 年後の消費税、これはもう絶対見え隠れしておりますというよりも、本当上がるというように考えないけないと思います。で、ありがたいか、後が怖いか。行きはよいよい帰りは怖いというような感じの給付になると、これは個人個人の受け方ですので、それは私の考え方ですので、まあ皆さん、その場がうれしい。私もやらやあ嬉しいと思います。買えるか買えんか分からんけど、たばこ代ぐらいはなると思っております。

まあこの問題につきましては、もうこれ以上質問させていただいても返ってくる答えは同じだと思いますので、2 問目の方に入らせていただきます。

2 問目の第 1 回目の質問になります。あえて私はバイパスという言葉を使わせていただきます。国道 56 号改良工事ということになっておりますけど、これも当初はバイパスということで始まったものが、途中から言葉がすり替わったというふうに思っておりますので、あえて私はこれ国道 56 号バイパス A ルートとして質問させていただきます。

もう既に何年も前から、国道 56 号のバイパス A ルート計画につきましては、既に窓口を弁護士に依頼されて

る方、または、個人であっても反対をしておるので、地権者の方々については A ルートのこの問題については訪問をしてほしくないという方が再三おったはずです。けれども今年年明け、2 月初めごろからまあ再開したということがあろうかと思いますが、町長、澳本副町長、担当職員の方、また国土交通省の方々の職員の方々とチーム組んで数名で再訪問されております。既にお断りをして、この件にかんしては行政ともお話することがないんだというように、きっちり意思表示をなさっておると思います。そこに再三、執拗（しつよう）に訪問すること、ここで言うと憲法 12 条がどうのと、13 条がどうのこうのという問題になろうと思います。少なくともその人にしてみたら、自分に対する、もうお断りしちょうがやし、個人的にお断りします。また、もうそれがなかなか顔を見合わすと言いつらいということで、弁護士に預けている方もおります、窓口を。それを、再三について訪問されることについて、これは人権侵害に当たらないという執行部の考えですが、私にはどうしてもこれは侵害に当たるのではなかろうかと。中には、もうちょっとそれによりますけど、人によれば心臓が騒いでいかんという方もおいでました。そういう方があることが分かっていながら、人が代わって行くから再訪問でないという方法をとるのか。やはりこれは、そのへんの人としての権利に触れるというように私は考えますが。

そのことについて平行線になるかもしれません、再度お伺いを致します。

それでこれです。2 問目になりますが、この国道 56 号バイパス A ルートの高知新聞の記事を読まれた町外の方から、90 パーセントの同意が取れたのは、いわゆる弁護士に預け、もしくは個人で反対をしておる反対地権者の 90 パーセントの同意が取れたと解釈して新聞の記事を読んだんだが、そうですかと尋ねられました。これについて私は、いえ、それは計画内での 90 パーセントで、今でも反対地権者 20 数名については、私は同意が取れてないというようにお話をさせてもらいました。で、その方、記事を読むと私は今すぐにでもできるよう受け取れたと。これは、高知新聞の記事の内容ですので、高知新聞さんがよいしょ記事書いたわけでもないかと思います。ただ読まれた方がそのように取られたということなので、それはちょっと記事とは違う状況ですよということをお話させていただきました。

まあ今まで町長の方は、これは下田の口の方から始めるというような、で進めてきておりました。で、今度早咲地区の方から始めてくると。事業の、まあするがやから、西からやろうが東からやろうが事業の推進やけん、それはどうこう言える問題じゃないと思います。けどこの計画、はや仮に一区いんすんかね柳の川の、早咲のグランド行く道から東の方が済んだとしても、そこから私、計画の 3 分の 2 以上はそこから西の方に距離は残ると思います。3 分の 2 ぐらい、もしくはそれ以上あるかなという感じしておりますが。

また、町長は任期中に実現するとの発言をされたように私は認識しております。これをするには、どうしても今みたいな人権侵害、もしくはそのような行為になってきます。さっき言ったように、確かに憲法 12 条ですか、常に公共に福祉のために国をようするに責任を負うというようにうたわれておりますよね。だとしたら、この公共の福祉のためというのはどこが線切りになるんですか。どこが、何を基準に、常に公共の福祉とうたわれるんですか。ここがあいまいでこれだけを振りかざされても、そしたらこれは確かにね、国の施策事業として政策上重要な事業として、これはまた変わったかもしれませんけど、私の認識している範囲でしたら高規格道路とか、港湾でも国がどうしてもそこに港を造らないかん重要な計画があるときには優先する。だから、いろんなことができますよというふうにはお伺いしております。で、この町の方には全く権限がないことでございます。けどこっから向こうに、いわゆる西側の 3 分の 2 ぐらいの事業地の中では、地権者そのものがこの計画に対して当初から反対しております。それについてどうしてもやろうとすれば、大鉛といわれる土地収用法ですか。これを使わないと私はできないと思いますし、また反対はせんんですけど、全地権者の同意の書類に判が押せたら、最後の端に押しますよという、そういう地権者の方も聞いております。計画そのもんじゃなく

てこの計画、全員が同意しなかつたら判をつかないというように、2名の方ですけど、そのような言葉を聞いております。直接ご本人から聞いております。

歯抜けいうか虫食いみたいな状態でやることは、恐らく国も予算を付けかねると思いますし、そうすれば町長として自ら、国にこの土地収用法をお願いに上がる考えがあるのなかないのか。これは確かに町長には権限がありません、使う使わないと言っても。権限がないことを問うてる私の方が無理な質問かもしれませんけど、最終的にやるとしたら、この方法を使わざるを得んという、そういうように感じたものですから、国も使いたがらんと思います。なぜならば、成田空港、あのときの闘争以来何十年も経って、何かその関係で土地収用法の強制執行はなるだけ控えるという、國の方の方針も出ておるはずです。そういうことを考えたときに、もうこれをやろうと、町長はやり切ると言うがですから。

それでいくと、この方法を国にお願いするのかしないのかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、森議員の一般質問の2番目ですね、国道56号バイパスについてのご質問にお答えしたいと思います。

このご質問につきましては、森議員から同様の質問が昨年19年の9月議会にありましてですね、その当時も誠心誠意お答えさせていただきました。同様のご質問ですので、同じお答えになりますけれども、お答えしたいというふうに思います。町の方ではですね、基本的に公共事業の説明や相談に伺うことは、事業推進には必要なことありますので、人権侵害には当たらないものと考えております。

次に2番目の質問ですけれども、土地収用法の行使を考えているのかとのご質問ですが。現在ですね、同意をいただけていない方に事業の説明をお伺いさせていただいております。未同意者の中にはですね、事業計画が正しく伝わっていなかったように感じられます。お伺いをして、事業計画を詳しく説明すると、そのようなことは知らなかつたというような、徐々にではありますが、段々の方から理解をしていただけるようになっております。

このような状況ですので、今後とも粘り強く、ご相談をしてまいりたいというふうに考えています。また、現在のところ国土交通省からもですね、ご質問のようなことは考えていないというふうに聞いております。

質問の中で、新聞報道町外在住者の話が出ましたけれども、町はこの事業の推進につきましては、できるだけ情報を皆さんにお知らせするという意味合いからですね、12月ごろの事業着手以降、情報を全関係者の地権者の方にですね、送りまして広報をしておりますので、現在は理解をいただいておるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

19年にもやちょうけん、同じことということの説明でありましたが。あのね、前々からね弁護士に預けちゅうとか、来ていただけてないという、弁護士には預けてないけど、これにかんしては一切譲らないからという地権者はよね、その説明も必要にないと言っているんですよね。このあなた方は事業をするために、お伺いする。ね。説明だから、人権侵害には当たらないという考え方。ところが相手方は、もううんざりするから来てほしくないというがですよ。ここの違い。あなた方は正当じゃということでお伺いするけど、来られた方はも

ういいかげんにしてくれと、そのことについては窓口は弁護士に預けちゅうがやけん、そちらに行てくれといふと言われちようところにもかかわらずよね、行くことそのものが人権侵害に触れるがじやないですかということ言ってるんです。ところが、憲法12条にあるように、自由と権利の保障と責任と濫用の禁止という項目があります。これを前回も、澳本副町長だったと思いますが、答弁の中で、憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うというようにうたわれております。だから私が問うたがは、公共の福祉のための利用で、ここはどのへんを線引きして、明確にお答えをしてもらわんと説明がつきません。反対地権者の方々、また弁護士に預ける預けん関係なく、私が知る限りはその中におった、今でもその私の知ってるこれにかんして反対してる方々によね、役場が言うて来て説明受けたけん、理解ができかかつたというお話を聞いておりません。

あなた方がね、それを報道して新聞に流すこと何も止めてませんよ。新聞が悪いとも言ってませんよ、書いた記事が。読まれた方がそのように受け取っておりましたということを言ったんであって、現実にそのように言わされたから、私は問われたから、問われた場のその時の会話をここで話しただけであつて。

まあ、土地収用法も国土交通省が今は考えていないと。まあ、弁護士さんらの話聞くと、これぐらいの人数が断固反対した場合はなかなか、土地収用法というのは鉛が振れないというようにお聞きしております。けどあなた方は、これを再着手になったんだからやり切るという町長もその方針ですし、ならばこの方法かしらん使わなければできないがじやないですかと。

課長、私あなたが会うたときにも一言も言ってませんよね。一度会うたことあるんですよ、あなたがね、地権者いうか権利持ちよう人のとこで話に行ったときも、内容も分かってます、何でお訪ねしてきたか。私は反対の立場です。かといって、あなたの職務を邪魔するようなことはしてないですよ。何も一言も言ってないです。そういう場面もあったし、あなた方が部落の中を回りようときも知っています。会うておりますから、夕方確かに勤務が終わってから回ってる。それはご苦労なことだと思います。私、あなたと会うた時が2、3度あるはずですけど、そのときに、自分が反対しよう立場やからいうてあなたのやりよう仕事に対して行くなとか、やめれとか言うたことも一度もありません。あなたの仕事は仕事やろと思うて何も言ってませんでした。けど、やはり再三の訪問が苦になる方が出てきた以上は、こうやって質問の場に立たせてもらって、やはりやめてくださいと尋ねなあ、その方々の代弁者として、ここでこの質問はしておりますので。

まあ、国は使わないということ、町長もそれはまだお願いする意思がないという判断でよろしいんですか、土地収用法については。

それと、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うということと、また逆に、公共の福祉に反しない限り、立法はその他の国政の上で最大の尊重を必要とするというこの個人の尊重、生命、自由、幸福の追求、権利、公共の福祉ということで、ここでははっきり公共の福祉とうたわれていますよね。12条の方になると、自由と権利の保障、責任と濫用の禁止ということの項目がうたわれております。それだとしたら、この公共の福祉のため、これを利用する責任を負うという、常にという言葉がついておりますので。分かりやすく具体的にどういうことが公共の福祉のためか。また、片一方ではその権利を最大に尊重を必要とするという項目がついておりますので、そのところを、また私が、その方々に説明ができるようにやさしく答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

憲法12条の関係でありましたけれども、まあ憲法に対しての解釈はそれぞれありますと、ここでやるべきじゃないというふうに思っておりますので、その回答はですね、思いといいますか回答は、避けらしていただきたいというふうに思います。前回の答弁の中で、憲法12条の話と、私は民法の話も交えてですね、行っております。そのあたりも含めてですね、それぞれの理解の方法あろうかと思いますけれども、ご理解願いたいというふうに思っております。

それから、未同意者の方の所にですね、回って行くときの件ですけれども、町の顧問弁護士、あるいはまた国土交通省の顧問弁護士とも相談しながら、この対応を考えたということですので、ぜひご理解願いたいというふうに思っております。

それから、土地収用法の再質問がありましたけれども、これについては先ほど答弁したとおりでございますので、その点ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私からも、考え方を少し述べさせていただきたいと思います。

憲法の解釈ですね、公共のうんぬんということでございますが、私は基本的にはですね、これらの問題は町の住民からですね、道路が危ないからということで本当に生活の権利というものに対してですね、国の方にお願いをしたと。そして国もあらゆる角度から考えて、この改良をやりましょうということになりました。そして紆余曲折といいますか、いろいろ取り違いもありましたけれども、住民を交えた協議の中でですね、まあベストかどうかは分かりませんが、当時の限られた選択肢の中でですね、今のルートというものが少なくとも選択されました。これに対して、住民の代表である議員の皆さんもそれぞれの意見を持ち合わせて、議論が長い時間かけてなされました。そして議決としてですね、この道路を町の立場として推進するということになつたわけです。その時点で私は、公共の使命を帯びた事業であると確信をし、また町長である私は議会の議決に基づいてこの仕事をひたすら推進していくことが、議会制民主主義の一番根幹の部分であろうかというふうに思います。

ひとつ議員にもお願いしたいことは、私の訪問についてもですね、先ほど課長が答弁したとおりでございますが、訪問に際してはながらですね、だめと言われる方にはですね、しつこくどうこういうことは一切するなというふうに言っておりますし、私自身がそういう訪問の仕方もしております。まあとは言いながらですね、この事業を推進するためには我々のやはり熱意を伝えて、反対の方々にもですね、少なくとも事業の計画等々については何らかの形で報告し、ご理解もいただきたいと。そういう思いでの取り組みというふうにご理解もいただきましたと思います。

それで議員にですね、ひとつお願いをしたいのは、本当に皆さんそれぞれ考えがあるのはしかりです。そして、そのためにこういう間接政治といいますか、議会がありまして議会制民主主義というものが行われておるわけです。だから、それで決定したことをですね、いつまでも反対してですね、阻止しようとする力が働く限り、これは我々も議会の議決に基づいた事業が推進できかねますし、また、何よりも町民が一番不利益を被るというふうに私は思っております。

ぜひともご協力を願います。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

もともとこのあがりが始まったときには、バイパスという言葉で始まってましたよね。で、Aルートに決定したのも、これはまだ協議会で開催中に某国会議員の事務所から、Aルートに決定という通知書を署名者の所に来たことからが起きたったというように、反対運動が起きたの、起きたはそこだったと思います。まだ、検討委員会で検討の2回目か3回目の検討でしたかね、が開かれてない時点でそういう結論が来たいいうことが、この問題のこじれの第一歩目でした。これほとんど生活環境の、私たちがお聞きしちょうのは、これが通ることによって生活環境が変わるということで、それは困るということが事の起きたりです、反対運動のね。

公共で、町長の言い分はこうですよね、議決されたものであれ、あったから、もうこれは公共の事業と見なすと、公共のものだということですよね。これが議決されるまでのことは、ちょっと私詳しく私知りません。けんどう聞きするところによると、一度議会に出てきたものが、この計画が否決されたというか、挙がってこなかったものを、その当時の議長、他2名の議員さんが要望に上がったことから、再度議会に出てきて議決に至ったというように、まあ先輩議員から流れは聞いております。

まあ町長がそれほどしつこく職員にも反対をして頑として聞き入れない、会うことを拒否しちょう所までは行くなというように指導はしておると。ほんで今後はしないということだと思いますし、その言葉を信じます。今後、私の知る限りの反対の地権者の所にはそういうような形で、役場の職員さん、町長、副町長さん、それから国土交通省の職員さんの方々は訪問はしないというような、また、町長がそのように指導をしたということですので、守っていただけるものと考えてよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

現在、現時点でもまだご理解を得られていない地権者の皆さんには、これからもいろいろな形で理解を求めていくつもりであります。なお、訪問についてですね、そういう向こうが明らかに拒否しておるのに、しつこくそれにその説明、あるいは声を掛けていくというようなことは慎むということでございますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

3問目の方に入らせていただきます。

この件につきましても、金額を言うと金額にこだわるべきじゃないと言われますけど、やはり16億円の、これややこしいので基盤整備、情報基盤整備が正式ですけど、どうしても言いやすいように光ケーブル事業というように言わさしていただきます。正式名は違うが分かっておりますけど、そのような言葉での質問にさせていただきます。

これ1問目ですけど、まあ約16億円の巨額な光ケーブル事業は、最初当初、前回のときに実施計画をしてみなければ、詳細な事業費の内容は出てこないとの説明だったように、私は認識しております。

私、署名活動にも回らしていただきました。そういうとこからまた町長は、反対のビラかと言われますけど9月議会以降、そういうチラシも配布させていただきました。自分らあの考え方を伝えるということで、町長の思いは一言も入っておらないようなチラシを、私たちの考え方を住民の方に知っていただくために、まかさしていただきました。まあ署名活動の段階ですけどね、そのときに住民の方が言われた言葉、町はこの事業に対し

て十分な説明をしていないと。また、当初声を聞いてくれるというような思いがあったにもかかわらず、我々の声は聞かず、強引に計画を進めていると。まるで合併のときと全く同じだという、これ怒り心頭した声も聞いております。またあの実施計画は予算はついちょうけど、これは実施計画はまだ完全に消化されてないと思うがですよね。で、ということは最初の答弁からしますと、実施計画ができざつたら、住民にきめ細かな説明ができるないという答弁だったはずです。それでいくと、この事業が決定されたわけでないと私は解釈致します。そこでですがね、事業の良い点だけを説明する、強調するじゃなくって、確かにケーブルが引かれたら携帯が通じますよって言ってますけど、そこはやはりきっちと分かるように、段々いろんなところで質問があつた関係で分かってきたようですね。まあ町の方もこれについては、携帯電話の会社がアンテナを施設してもらわんと、それはケーブル引いただけでは聞こえるわけがないような説明に変わったようですね。当初はケーブルが引きさえすれば携帯は通じるように受け取れるような説明だったように思っておりますが。

そのようによね、いろんなことが説明不足。住民が一番気にしてるのはやはり、運営。これは当然行政がやるですから、行政の中の運営になります。その運営について、一番気にしちょうがが赤字が出たときに、当初から私ら言わさしていただきました役場の方は赤字については、すべて税金で皆さんのが税金で投入で黒字、やるということは言っておりますので、それについては私らはそういう説明もさしてもろうてます。それから、署名活動のときでもやはり、便利になることは分かりますと。それから光ケーブルでテレビだけも強調はしておりません。インターネットということもできますとかいろんな話もしいもって、だけどやっぱり行き着くところは、これが確実にとは言いませんけど、全町民の7割方の方の仮契約でも取れて、住民の方々がそれを認めちゅうんやつたら、私らはこういうこともやっておりません。あまりにも早急に事を進める、やっぱり事業が出てしもうて、ばったりいたねと言うても戻れませんのね、慎重にやってほしいという住民の声ではなかろうかと思います。

まあ、これは規模が違うのでね、自治体の。一概にこれが正しいかどうかということは私も疑問はあると思いますけど。先だっての新聞、3月10日の火曜日、これに載ってた大川村のように、国道には光ケーブルが走っています、国土交通省の。そこの空いたものをどんだけかかるか知りませんけど、国土交通省の方に回線の便乗ということですか、その許可をもらうてやってるようですが。それも、それからずうっとわいて光ケーブルを引くには、ものすごい高額になるということで、途中からは今度無線LANを利用して、インターネットの活用、それから防災の無線なんかもそのようにできるようながらではなかつたかなと思うんですけど。まあこれ、防災無線も使い。防災情報伝達に使っているオフトークも放送するとかいうような記事が載っております。やはりこの比較して対象にして、説明がしてあげて、それでもなおかつこの事業がいいというんで住民が言うんだったら、それはそれでもう皆さん覚悟でしょうから、それはよろしいと思いますよ。やっぱり、3千万あつたとしても、行政執行部が言うように防災無線をやっても維持管理費800円要りますと。分からるのはここなんですが、今要りよう通信費、切手代とか電話代も700万安うなると。その700万が掛かかりよう数字がつかめてないんで私分かりませんけど、あなた方の言葉を感じたとしましょう。1,500万は当然しなかつても要るもんだから、この事業で2,500万出ても実質赤字は1,000万だという。その1,000万の赤字を永久に、黒字にならない限り、投入していくことに住民は不安感を感じているんですよ。区長会でも、事業取り組みに対してね、町長が石破大臣に会うて、この件についてはしっかりお願ひしてきたというように言っておりましたけど、私、大臣と会うてどのようなあれをするよりも、もっと住民に対して、十分な説明責任を果たすべきじゃないでしょうか。こんなに事業進めるまでにきっちと、進めておくべきではなかつたかと思うんですが。その責任果たすいうても、なかなか難しいこと思いますけど。

2点目ですが、先の、6月議会で私らは知ったと思うんですよ、町長がやろうとしているこの光ケーブルの内

容については。けど、区長会の所では町長は 3 年間頭の中で試行錯誤して考えた上での決断ですというように説明があったというように認識しておるんですが。3 年前から考えてて、で、出してきたのは、私が知る限り 6 月議会です。20 年の 6 月議会ですよね。ほいで 6 月の段階で、9 月になつたらこの事業は不退転の決意で取り組むとの答弁でした。で、住民の方からは、町長が不退転で事業とすることは何かあるかと。私は分からんと言うたんです。これ、実際に 9 月議会やから 10 月時分ですかね、ある所に直接自分らの考え方をまとめた、これに対するチラシをまいてるときに、町長、その住民の方がね、何か町長が言うて。そんなことはないと言つたが。

いや、町長がこの事業を不退転の決意でやると言つた以上。

それはないと言つたがですよ、私は。そんなことは考えれんと。

まあ、私は信じてますよ。信じたいし、信じらつたらついていけませんのでね、町長に。でもこういう行動の町長が不退転言つたばっかりによね、町長のこの事業に対する不信感も、ものすごい芽生えているという。

6 月議会のときに水面下で何か動きがあつて、6 月までの 3 年間、町長が考えておるんでしたら、何かメーカーさんとこの話とか何とか、そういう変な話を抜きにして、そういうことが着々と事業計画が進んでおつて、こういうことになったのか。まあどうしてその不退転の決意でするという、まあ町長は住民のことを考えてやりようがやということですので、それ以上の答弁は出てこんかと思いますけど。

まあ今言われましたけど、そういうようにいろんな面で、住民の方にとつてはものすごい不信感を持たれているようなことになっております。まあそこは私、あり得んと、住民の方が勘ぐり過ぎじやというように思つております。けどこれも、そういうことが今起つてることについて、まあ町長、絶対やってないと思つますので、そんなことはないと思つますので、まあ答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

森議員の大変辛らつなご質問にお答え致したいと思つますけども、その前にですね、それはないですよ。やつてないとは思つますけどもどうでしようというようなご質問は、本当は答える気になりませんけど、まあ答えさしていただきます。

まあこの事業につきましては、町としてはこれまでですね 2 回にわたつて説明会も致しました。また、校区単位、あるいは部落単位ということでやらしていただきました。そして、詳細なガイドブックも全戸配布を致しました。そういう形で周知を図つてきたつもりですが、確かに出席者が少くですね、十分な周知が図れてないということも否めません。が、今後ともですね、あらゆる機会、あるいは広報等を通じて周知は図つていくつもりであります。

また、私が 3 年間このことでですね、いろいろ考えてきて、やつとそのやるという決断に至つたというふうなことで区長会での発言、あるいは 6 月議会、9 月議会での発言ということでご指摘がございましたけども。まあ簡単に申し上げますと、私は、新町建設計画あるいはこの度の総合振興計画でも情報基盤の整備ということはもう当たり前のこととしてうたわれてることですし、今現在の我々の置かれた状況をですね考えますと、どうしても将来的に必要な基本的なインフラであると、社会基盤であるというふうに思つておりますので、やりたいというふうに思つてました。が、なかなか多くの費用が掛かりますので、職員にもですね議論の中で言つました。自分は、まあ根拠はこれといって明確なものはないけども、町の実際の持ち出しが 3 億前後くらいならこの事業はやるべきやと思うけど、今のところはできんねえということで、実はあきらめました。そうしていくうちに、まあ防災行政無線の単独の施工がですね、現実問題 8 億も掛かると。ほんで町の持ち出しも

3億近く掛かるというような話の中でですね、これを4つの問題等々をまとめてやれば最終的に町の持ち出し、まあ今の計算ですね、2億7千万程度でできそうなということに、まあ一瞬にしてなったわけじゃないです、どんどんどんどん煮詰めていくうちにですね、そのために若干の費用も使いました。そういうことで、そういうふうなことが固まってまいりましたので、これをやろうというふうに協議の中でですね、私は明確に申し上げました。そして、それからもうこれでやらないかんということで、その裏にはですね、性急なという部分も確かにあろうかと思います。というのは、やはり2011年のですね7月24日の地デジの放送開始までにはどうしてもしなければならないということが含まれておりますので、まあこれが来年始めでも再来年始めても、全然1年遅れで問題ないというような事業でしたら、私ももうちょっと時間をかけることができたかも分かりませんけども、正直申し上げましてそういう背景もございました。だから、私は、某議員の質問に対して町長は本気でやるのかやらんのかと、そういう気があるのかと言うたときに、この事業は私が強い気持ちですね、やるということを内外に示さなければ、住民の皆さんにも、あるいは町の職員にもですね、この事業を円滑に推進するという点ですね、あやふやな姿勢で私が臨むということは最悪の状況であるというふうに思っておりましたので、あえて不退転の決意という言葉を使わせていただきました。

最後にですね、ひとつご理解もいただきたいんですけども、この我々にとって非常に地域懇談会とか、また合併の議論のときにもそうでしたけども、各部落でですね皆さんに集まつていただいて大事なご相談を申し上げる、説明をするというときに、現実にはなかなか集まつてもらえません。じゃあここがですね、住民の皆さんのが悪いわけじゃないんです。ここがもう既に問題なわけですよ。今の時代、こういう紙の媒体で、こんな束にしてですね各戸へ配って、さあ役場からの知らせです、全部見てください。あるいは呼び掛けてですね、いついつの晩集会所に集まつてください。こういう形で住民の皆さんにいろんな周知を図ったり、またコミュニケーションを取っていくということがありますね、すべてとは言いませんけども、相当の意味で限界にきているんじゃないかな。だからこの時代に合った周知の媒体というものの手法というものが必要であるという意味で、もっともっとこの事業の必要性を私は思いもありますし、申し上げることはできますが、その1つ取ってもですね、これから先、費用負担の面でもそういった役場がどうしても費用を掛けなければならない部分を違う媒体で、代替の仕組みですね、ケーブル等やることによってそういう費用はいくらかは少なくとも浮くわけですので、すべてがすべて費用じゃないというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

大変失礼な質問のようだったです。

これ、週刊誌なんかに書かれているがのこの地デジにかんしてですけど、いわゆるいろんなもんずれるがじやないろうかというような評価も出ておりますよね、そういう心配論も。

それは、地デジに移行する2011年に困るのがホテルらしいです。100もあるホテルが一齊に地デジに替えなかつたらいいかんと。そうすると、表向きはあれで替える余裕がなかつても、いわゆるグレードによつたら今ここで何千万、1千万近い費用が出てくる。けど、そのプライドいうか格が高いホテルほどそれをしなくてはいけないという、客が減つてくるから。あこの看板かけてあれでの料金取つて、中へ入つたらコンバータ付いたアナログやつたじやあ店の品格いうか品質が落ちるということで、相当そういう部分で無理なしわ寄せがきてるということと、東京が何かほとんどUHFがないVHFの放送の関係で、一番困るのは東京だろうというように週刊誌では書いておりました、約1千万と。これ市内はほとんどUHFじゃなくVHFで電波が飛んでた関係

でアンテナ、配線、すべて替えると地デジに移行できないというおつきな問題を抱えていると。田舎は、私たちは、東京はすぱつとなるか思ってました。今までの放送の電波と、ここは田舎は UHF が届いた関係で、範囲のある所だったら電波拾うたらそのままテレビさえ替える、チューナー替えたら映りますけど、何か東京の方では出てた電波の関係で、一切アンテナも替えないかん、配線も替えないかんという、そういう事態になってくることと、今言うたように中小のホテル業界、旅館業界がギブアップするという問題点が出てきて、対応がずれるんではなかろうか。これはあくまでも週刊誌ですけんねえ。売れるように書かにやあ買うてもらえたので。そのように、まあアメリカの場合は、何か 90 何パーセントがケーブルでテレビは見てるけど、あと残りの人に対するいわゆる貧困層という言葉が正しいかどうか分かりませんけど、そこに対してチューナーを 2 台買うクーポン券の予算がなくて、6 カ月延ばさざるを得んなったとか。で、まあそれはよそのことですけど、我が日本にきてもそういうにおつきな問題は、抱えているようです。そういうことからすると、その週刊誌によるところが違うがではないろうか、総務省もそのへんの模索に入ったとか入らんとか。そりや鵜呑みにはできませんけど、まあそういうように電波の受け取る施設が違うんだつたら、素人なりに、それはぼったり替えないかなるねということは分かります。いろんな問題で観光地のホテルなんかからは、今客が落ち込んで収入が減っちょうとこで、何百万もの出費が要るようになるから、それに対する悲鳴が聞こえてくるとかいうような。多少ずれるかもしれないというようなことは、これはあくまでも予想であって、そのままやってしもうたら恐らく国内で 1000 万人以上の地デジ難民が出るでしょうというように締めくくってましたけど。その対応はまだできてないという話で締めくくってました。

この事業ですけど、まあ町長が言うように、これずうっと払わないかなるということを、いったん加入したらずうっと払わないかなるがですよね。問題は、そこもあると思うんですよ。これ、高知の方とあるところで、中村の喫茶店の中でしたけど話していました、私宿毛の方かと思ってました高知の方でしたけど。団地へ土地買うて入ったら、高知のケーブルテレビに加入せないからったと。で、その方正直、最初の総合契約のときの値段は言ってくれませんでしたけど、美觀があるがでしようか 1,200 戸ぐらいの団地らしいです。で、アンテナが立てれんがでしようか、その最初の土地買うときの契約ですべてケーブルへ入らないかんと。で、もうやつとテレビは何チャンネルも映るけど、そればああたち見るチャンネルは、テレビは 1 台やし、それほどは見れんと。重なったら、チャンネルが。ということで、払うのがもうしんどいので、NHK の 2、それから民法 3、5 チャンネルにしていたららしいです。それで月額 850 円。で、その方の声は、この 850 円が永久に払わないかんと考えたときに、しんどいですという、一番の問題ここながですよね。無料にはできるはずないです。1,050 円はもらわないきません。仮に入ったとしても、その 1,050 円がしんどくなったら、テレビが映る所じゃなかつたらそれは脱会はできんでしょうけど、やっぱり映る範囲でしたら、脱会になると思います。脱会になりやなるほど、黒字への 70 パーセントという数字には、まあ、数字はなると思いますよ、70 には。なぜかと言つたら戸数が減つて、加入者の率が変わらざつたらどんどんどんどん率は上がりますので。もっと、やっぱり住民の意向をちゃんと聞き、そしてあの四万十町がやつたように、住民の同意、そりやに入るかどうか分かりませんよ。70 パーセント以上の同意が取れたいいうたち、その場になつたらどうなるか分かりませんけど、そのように手間隙かけて説明し、内容を熟知して、で、やっぱりその一定限の目安、住民負担の、税金の投入がないように。21 年いうがはもう既から分かちよつたはずですので、こうなるということは。

もし、前も一遍質問したかもしれませんけど、やっぱり住民の中で一番公平ながはという言葉を聞きました。この事業で出た赤字は税金で賄うがではなくて、元来住民への公表、公平からも、やはり受益者負担という方法を取つてもらえないかと。それなら反対の意思もないと。要は、一番のあれは、これが便利な便利ならんということもありますけど、やはり最終的に行き着くとこは年間差し引きして 1000 万であれ、そのずっと永久

的に税金の投入ということに対する拒否権というか拒否を感じておるんですよね。事業が、私もそれはすべて回ったときも言ってます、悪い事業じゃないですと。利便性は高うなりますって。けど、こういう問題もありますというて。私はずうっとやっぱり一番思うのは、これいったん入ったら、さっきの高知の方の話やけど、永久に出て行く、穴埋めしていかないかんいうところに、住民の方々が不安感を感じちようがですよ。それでまた今、景気がこんだけ悪いです。自分の所得の確保さえままならんになってきましたときに、正直言うてあのテレビが買えれん、チューナー1つ買えれん家庭も出てくると思いますよ。ケーブル引っ張ってもらうても、家の中引っ張ってもらうても、そのチューナー1つ買えん状態の経済、そういうところの心配もあります。

それと、1つ教えていただきたいのは、このケーブルというのは意外と費用が掛かると、ケーブルそのものに、と聞いております。それで、耐用年数というのは大体何年ぐらいで、まあこれは全町内へ引くケーブルの代金は今はまだ分からぬと思います。それから、借る電信柱の数もまだ今調査中でしようから。けど、一応耐用年数は分かると思います。

それと、まあ住民の方から絶対公平なように住民負担でやってもらえないかという意見がありましたので、それについて2点、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

再質問にお答え致します。

このケーブルの耐用年数でございますけれども、すべてがすべてじゃありませんけれども、まあ10年から20年程度というふうにお聞きしております。で、現在かなりこういう整備をしてですね、既に進んだ町村はですね、もう整備して10年近くなるとこもありますけれども、そういう大きな故障というのではないという話を聞いております。

それから使用料をですね、入っちょん人だけで負担できないかということでございますけれども、それはできないというふうに思ってます。これ先ほども町長が申しましたけれども、今回のこの黒潮町が整備しようとする事業はですね、4つの課題を総合的に解決するということで進めておりまして、この中にはですね、行政が今、区長さんにお願いしております地区でのいろんな行政の情報伝達をですね、この施設ですね、ケーブルでCATVができるということにしておりますので、そのへんも含めてですね、私は全員に使用料は、入った人にはですね加入していただいた人には、等しく負担していただくのが公平ではないかなというふうに考えております。

いろいろ赤字の問題が心配されておりますけれども、こういうことで整備すればですね、皆さんに入っていていただければ、私は本当にこう苦しい方いいますか、まあ低所得者、そういった方々にですね、よりこうそういう軽減措置、そういうものも私は、皆さん全員入って多くの方々が入っていただければですね、そういうこともできるがじやないかなというふうに考えております。

共聴施設うんぬんも言われますけれども、また共聴施設はですね、これも永遠に、まあ金額は若干違うかもしませんけれども、管理するのはずっと、これも毎年必要になってきますので、そのへん本当に役場周辺は見れますけれども、そういう中山間地が見れないということに対してですね、行政がこのままでえいのかどうかと、そういうこともあるのではないかというふうに感じております。

そのくらいですかね、もし抜けていたら。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今ちょっと、私が聞き間違えたらいかんがですが、いわゆる防災有線が入るから、それによって告知のこともやるんだから、だから負担していただいて、税で負担でいいということでしょうけど。

中にはおるがですよね、必要ないけんうちくにはつけてほしくないという意見の方も。家に穴開けてほしないけんつけていただきたくない、以上終わり、というようなことを言った方もおります、説明会の場所でね。これはまあ特例かもしけんけど。またそれは、つけるけん言っても、まあ後でつけるがになったら20万もらうよとか、10万の加入料が要るけど、今つけるがやったら無料ですよということです。けど、そういう意見があつた場合によね、その人らにしてみたら、俺らは入ってない、何も恩恵は受けないから、という意見も出てくる可能性があるし、一番ながはその加入者によって赤字の、まあいうたら差し引きしていよいよ出てきた赤字が500万なら500万、100万なら100万を加入者数で割って見てもらいたら、一番公平ではなかろうかという意見があるし、また私やつたら、私もそれなら反対は致しませんという気持ちもあるがとでお伺いしたがですけど、それについてはもう一切ないということですのでこの辺で、もう答弁は同じことになると思いますので、これで質問終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際16時10分まで休憩致します。

休 憩 15時 56分

再 開 16時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に議会運営委員会を開いて、今後の日程について話し合いました。

その結果を委員町の方から報告していただきますので、よろしくお願いします。

委員長。

議会運営委員長（竹下英佐雄君）

議運の結果、日程について協議を致しました結果、報告を致します。

本日、大西章一君までとするかどうかということで、いろいろ検討しましたけれども、なかなかこれから日の日程が込んでおりますので、今日お疲れのこととは思いますが延長を致しまして、山本久夫君まで一般質問の日程を取りたいと思います。

よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで議会運営委員長からの報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、大西章一君。

17番（大西章一君）

それでは通告書に基づきまして質問致します。

県の実行元年とどう取り組む黒潮町の産業振興ということで、通告書を出させていただきました。

ご存じのように、知事は115億円の臨時交付金や、あるいは47億円の地方交付税上積みという、まあ全国でもトップクラスのですね成果に取り組む、その積極的努力は高く評価されているところです。

また、知事は各施策に対しても、本年を実行元年と称し、県政浮揚のため積極的に取り組んでいます。中で

も、一次産業と観光産業においては、強い意欲と熱意を感じております。県産業振興では、高知県の一次産業を食糧基地と位置付け、食の安全、安心、地産地消、地産外商を含む生産販売や、食品加工等による付加価値の高い食料品を販売し、産業間の連携を密にして、輸出を含む外貨の稼げる食料産業等生産地を目指すと、このように言っています。

また、観光産業については、幡多地域を全国一の観光推進地域とし、観光資源の開発はもちろん、観光ビジネスの創出、また滞在型、体験型メニューの充実を図り、観光産業を育成するとしております。

そこで町長は、まず知事の実行元年と県産業振興の積極策についてどのように認識され、どのように対応していくか、まずその考え方をお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それでは大西議員の一般質問の、県の実行元年とどう取り組む黒潮町の産業振興、この部分についてどのように対応していくのかということについて、私の方から通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

まず質問の中の一次産業の部分ですけれども、この取り組みの中で黒潮町としましても、この産業振興計画の地域アクションプランに幡多地域全体での取り組みの9つを含め、19の具体的取り組みを示しています。その取り組みの中で事業の推進を図らなければなりませんが、なにぶんにも多くの事業計画がありますので、今現在取り組んでいるものや、早急に取り組みを必要とされる事業から進めていきたいと考えています。

県の産業振興計画では、議員が言われるように、本県の一次産業を将来の食糧基地として位置付け、食の安全、地産地消、地産外商を含む生産販売や、食品加工等による付加価値の高い食料品の販売、このことについては、本県は環境保全型農業の先駆的な取り組みを推進しておりますので、食の安全、安心において、これらの食材の良さなどの強みを生かすということや、地産地消、地産外商、生産販売や食品加工につきましても、産業振興計画の中の戦略として盛り込まれていますし、本町の地域アクションプランにも取り組み、計画されています。

本町も、町内の商店や直販所などによる地産地消を基本に、地産外商についても町内の安全で質の高い地域資源を生かし、付加価値の高い農林水産加工物を開発し、町外へ流通販売をするため、足元固めをするためにです、経営組織づくり、および加工場造りのために、町長からも、先の議員さんの質問のときにも重点取り組みとして説明がありましたが、21年度から3ヵ年計画に基づきまして、産業振興推進総合補助金の事業の実施を計画しております。

また、観光産業についての、幡多地域を全国一の観光推進地域として、観光資源の開発はもちろん、環境ビジネスの創出や、滞在型、体験型メニューの充実を図るとしているがについてですが。

現在、幡多観光広域協議会では、子ども農山漁村交流プロジェクトの受け入れをする計画の中で、先導的受け入れモデル地区として、質の高い体験プログラムづくりや、受け入れ態勢の整備を行う取り組みや、また、国が推進する観光県整備事業の活用により、幡多ブランドを確立して全国にPRし、幡多地域の知名度を向上させ、2泊3日以上の滞在型、体験型観光の推進の取り組みを幡多地域のアクションプランに盛り込みながら取り組んでいますので、黒潮町としましてもこれらの事業に協働しながら推進したいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

私はですね、今までに観光産業も含む産業振興については、もう議会たびといつていいくらい問い合わせていきました。また12月議会においてはですね、絵が見えないと、大変厳しい提言もしてまいりました次第です。

ここで、実行元年とどう取り組むという、まあ抽象的なテーマでありますけれども質問したのはですね、以前の県知事と違ってですね、今の知事は非常に情熱と意欲を持ってる、これはもう県民がみんな感じるところじゃないかとそういうふうに思いますので、私もその分ですね、ちょっとその行政に姿勢を聞いてみたいというようなことで、今回の質問についてはあまり具体的に一つ一つの内容に深く質問するつもりはありません。ただ、町長の姿勢をですね、ぜひお伺いたいと、そういう意味でまあ質問席に立てるわけです。

2月22日、これ高知新聞ですけども、どう稼ぎますかというテーマで、これ何回かずっと出ておりました、シリーズ物として。その中の2月22日のですね、土佐経済同友会、代表幹事の久松さんという方がですね、恩恵の構図が切れたというふうなことでちょっとコメントを入れております。ちょっと読ましてもらいます。

大企業が良くなったら中小事業が良くなる。あるいは、都市が良くなったら地方も良くなる。こういう構造は明らかに切れていると、現時点です。ほんで、高知は高齢化や人口減、県内経済の内需がどんどん小さくなっていく。これが大前提で、今後考えてくださいというふうな提言をしてます。

それでその中にですね、まあ途中ちょっとですけども、産業振興全体への見方として、高知全体のブランドというものがいる。まだ、高知全体をイメージできるものがないと。県は単年度主義からなかなか抜け出せなかつたが、抜け出せなかつた県庁がですね、3年後の計画を作った。それだけでも進歩ですと。こういうふうにまあ知事を評価しているわけですね。そこであえて聞きますが、計画が実行段階でつまずくとしたら原因は、ということで質問を掛けております。

それはやっぱり回す人でしょうと、補正交付金いっぱい来た、高知県はプラス予算組める、次にこんな計画はないと、ラストチャンスだと、そういう気持ちで知事もやろうとしてるでしょう。ワイワイ言うてやらなあいかんと思います。地域が県がやってくれんと言うたり、県が地域が動かんと言うたり、はね掛け合いをやってる暇はないですよと、こういう提言をされております。

そこでですね、同じどう稼ぎますかの中で、尾崎正直知事ですけど、こういうふうにとらえております。

平時の場合は県も補助金での誘導、いわゆるこの指止まれ方式でいいかもしれないが、根本的に落ち込んでる状況ではそれは駄目。事業自体をみんなでつくる、一緒にスクラムを組んで進む、その盛り上げがすごく必要。こういうことを知事は提言しております。

そして高知県を見た場合ですね、まあ経済指数、いろいろ総合的にでしょうけど、かなりのショックを受けてますね。ただ、高知には食があるというところでまあ一部ですけど、食を生かす、これが強みだ。食で外貨をと、産業間連携を含め、一次産品に一段付加価値を付けて売る。食品加工系の大規模工場を造ろうとか、もう1つ上の産業化を図れるかもしれない。先々、食糧が輸入できない時代が来る。そのとき高知は生産基地になりたい。ただ、致命的な弱点がある。あまりにも一次的産業の足腰が弱まっている。後継者が減り、農地が放棄されていく。10年後に強みが消えかねない。その回復に多大なエネルギーを要することはできるだけ避けたい。そこで意識的な補完が要ると、こういうふうに県知事は現状を分析してます。

それからまたですね、その、こういう指摘もしております。

今まで事業を1年間ほつといて、残念ながらうまくいきませんでしたと、来年は新しいトライをしますと、そう言ってはまた放る、その繰り返しが多かったんじゃないんですかと。進行管理のための計画推進課を春から設ける。各部任せにはしない。このように知事は言っております。

また、民間は進行管理には厳しい。行政はなぜ不得手。まず計画自体の問題があると。県の産業振興ビジョン、平成19年策定、精神論ばかりと。何々産業を振興していきます、とあるだけ。誰が、いつ、何をやるか、

これがないと。進行管理の仕様がなかった。真剣度が足りないと、このように指摘しております。

大変きつい言葉かもしれませんけど、私もずっと今まで質問してきましたし、ただ、今までが悪いという意味じやないです。大変厳しくなってますので、知事はこのようにとらえてる。ほんと知事自らがよね、汗かいてやりますということは、僕はその予算を取ってくるにも汗かいてると思いますけど、職員間、行政改革、あるいは意識改革、これにね、かなり汗かくと思うんですよね。そういううわさも、ちらと聞いておりますけど。やっぱりそういうことを一生懸命やろうとしてる知事ですので、私も12月議会にですね、まあちょっと堆肥(たいひ)センターもどうかなと、ひょっとしたら思わぬ予算も下りてくるがというような気持ちで、まあざくばらんに投げかけたわけですけど、まあ非常にそういう面でですね、知事はやる気になってるわけです。

ほんと、まあ今度の産業振興についてはですね、おおむね80億近くの総予算の中で、また、産業総合補助金としてですね、10億円。これ生産から販売、全段階へ支援しますと、それでアドバイザー、あるいはサポート一ですか、そういう制度も導入しますということです。

ここでですね、町長、前2月5日ですか、これ新聞の見出しにも大きく出てますけれども、幡多地域の最終案としてですね、県の産業振興化と全国一の観光推進地ということで、アクションプランの会を持たれています。

そこで黒潮町として、何を県に要望したか。もし、具体的にですね、何と何を要望したというようなことがありましたら、ちょっと聞かしていただきたいと。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の再質問にお答えを致します。

まあ今回のですね、県の産業振興計画に伴うその具体的な取り組みについて、町としては、あるいは町長としては、どのように受け止めているかということですが。まあ一口に申し上げまして、本当に黒潮町が今まで取り組もうとして、または取り組んできて、どうしても形になりぬくかった、議員に指摘のような、そういう部分に今回ですね何か光が差したというふうな思いがあります。また、なぜそういうことを言うかということについては、今からお話しを致します。

まあ県の今回の取り組みについてはですね、まあ先ほども言いましたように、まあ県もいろんな経済指標がもう最悪の状態の中でですね、今高知県としてどういうことができるか、要するに、まあ外貨を稼がなければならないということで、その背景を考えましたときに私なりに思いますのは、1つは日本が戦後ですね、どんどんどんどん工業化していく中で、地域によっては一次産業はそこそこというか、にしてというわけじゃないですけども一次産業もありながら、工業化にですねかなり投資もし、追随していったと、そういう地域もあるかと思います。

しかしながら、高知県におきましては、日本でもですね、特に農業、漁業、一次産業を重視するということで、結果としてですね、ある意味衰退していったということではないかと思います。途中、まあ前の知事の時分にはですね、その工業化ということにも着目しまして、高知工科大学をつくったり、またいろんな工業化について高知県のニッチ産業というか、すき間産業というようなことにも言われたりですね、一部そういう意味での成功した企業があるわけですので、そういう意味でまあ工業化を図った部分もありましたけども、やはり根本的な解決にはならないという状況の中で、やはり今、安心、安全の食物の時代ということで、高知県の一次産業、特にその食の部分をですね、そのひとつメインにして、地域、県の県政浮揚に取り組もうということであろうというふうに思います。

その中で、先ほど冒頭に申し上げましたように、私どももいろいろ今までに、地域の特産物の開発、あるいはそれを商品に仕立てて販売戦略をということで、この議会の場でもそういう取り組みを心掛けてやっておりますというようなことを申し上げてきました。それがですね、ある一定、まあ今日午前中にも申し上げましたけど、佐賀の地域での天日塩であるとか、またカツオのいろいろな関連商品であるとか、また大方地域での黒砂糖、ラッキョウ、その他いろいろなものがですね、ある程度個人レベルでも商品化して販売したりとかいうふうに育つて來ております。

まあ私は個人的な思いですけども、かつて道の駅をですね、どうしてもつくりたいとの思いで、仲間とともにその要望をしてですね、まあ何年かかりましたけども、結果ビオスが誕生しました。これについては私なりにある思いがあったわけですが、それはどういうことかといいますと、黒潮町、あるいは旧大方町にはですね、そういう特産品を販売するような場所がこれといってなかったということで、あるよその方にですね、黒潮町、大方町の公園は、砂浜は、最高に素晴らしい、ええとこやと。でも、何にもありませんねえという話を聞きましたときに、これはやはり販売する場所をつくれば特産品というものが自然発的に生まれてくるというふうな思いがありまして、道の駅をつくりたかったわけですが、まあ事はそう簡単ではなくですね、あまりこれといった特産品というところまで至っておりません。しかし、いろいろな取り組みの中で、そういう芽が芽生えてきたということは事実であろうかと思います。

そして、これを何とか商品に仕立て上げたいということで思ってる矢先にですね、県の方でこういう産業振興計画というものが、知事の熱い思いで出来上りました。それに対して、県下で200、確か11項目の各市町村からの取り組みがまあノミネートといいますか、されるわけですが、幡多ブロックでもですね、黒潮町は数が多ければいいというわけではないんですけども、先ほど言いましたように、9つなり10個なりのですね単独の取り組み、それから幡多広域での取り組みというようなことで提案をさしていただいております。その中でも、私が今回まあ時を得たといいますか、非常にそういう意味で強い思いを持ってるのが、まあ黒潮印のその產品と、この開発と。これは今までですね、我々はまあいろいろな考え方、とらえ方もありますけども、まあ後で議員さんの質問にもまた出てきますけども、何とか特産品を発掘したいというような思いで、いろいろな町内の個人、あるいはグループの取り組みに対して、その奨励金を出してですね拾い上げていこうというような試みもしてきておったわけですけども、そういう個人なりグループなり、あるいはお菓子屋さんとか、そういう会社、企業であったりもするわけですけども、そういういろんなところで芽生えたその取り組みがですね、なかなかそれを単品単品で取り扱って、販売戦略をかけてですね、まあ一つの産業というふうにつなげていくということは、なかなかこれ実際難しいわけでして、そういうことをどのようにして、そういうことをしていくのかなというふうに随分悩んでもきたわけですが、今回まあ黒潮印ということでですね、特にまあキャッチフレーズといいますか、さしせそ計画ということで、まあ食の調味料のですね基本的な、砂糖、しょうゆ、うんぬんということに引っ掛けですね、黒潮町の天然素材を利用した商品であれば、それを一定の認証期間をつくってですね認証して、黒潮印という、さしせそという認証を与えると。それを10品目、あるいは15品目というようなことで束にしてですね、その束を黒潮印の商品として販売戦略をかけると。そうすれば、今まで単品で勝負しきくかった部分がかなり補えるんじやないか、まあ季節によってはですね、その中身が入れ替わっても当然のことですし、いずれにしても、こう任意の認証期間ではあってもですね、場合によっては中央の権威も加わっていただいて、まあこういう先生も加わって認証しましたというようなことも加えてですね、一つの束として、高知が昔、野菜をマルタカのブランドでですね、どんどん売っていったように、黒潮印という束にして戦略をかけていくと。これをぜひですね、知事にもまあ下話というか、そういう話はしたことがございますけども、このたび私の中でもだいぶ具体的なことになってきましたので、近いうちにですね知事にも

このことも申し添えてですね、ぜひ力にもなっていただきたいというように思っております。

それで場合によったら、本当に生意気な言い方になりますけど、このコンセプトといいますか、考え方そのものは、今回の県の産業振興計画の中でもひとつ、こう何というか、注目される部分になるんじゃないかなと、またそうしなければならないというふうにも思っています。

そして最後に観光の方ですが、実はこれについては私ちょっと異觀を持っておりまして、幡多地域の観光ということで、このたびも非常に力を入れて進めていくということにはなっております。しかしながら、今までですね、いろんな幡多地域においても、あるいは県の関係でもですね、いろんな組織というか、観光を推進する組織があります。それから、全く民間を中心にして単独に動いているような組織もあったり、また各市町村でそれなりの組織化したものがあつたりということで、何かこう1つにできないかなということで、幡多広域の会ですね、実はこの間も5市町村の皆さん、首長の皆さんにですね、そのことを実は訴えました。まあこれは完全な一本化というわけにもいかないかも分かりませんけども、ただ外から来られる方はですね、幡多地域でいろんな観光振興の組織があるというのは、窓口があるというのは、これはもう全く論外のこととして、幡多地域へ来ればもう一本の、窓口は1つと、ワンストップということじゃないといかんということで、まあこういうことも努力してまいりたいというふうに思っております。

それからもう1つ最後に、知事はいませんでしたけども、幡多地域のブロックのですね産業振興の会のときですね、実はちょっと苦言も申し上げました。

というのは、我々、県と各市町村がですね、まあいわば県民が力を合わせて、この産業振興を成功させようというふうに今から取り組んでいくわけですけども、ただ、意識しなければならないのは、他都道府県に遅れを取ったということで、こういう取り組みを今からするということ。他都道府県はですね、もう何十年も前からそういう取り組みをしてきた結果として、我々が遅れておると。だから、そのスタートの認識というものをしっかりと持たなければならぬと。同時に県としてはですね、我々市町村に及ばないような部分を別に担ってもらわなくてはならない。それはどういうことかといいましたら、今、経済がですね完全にグローバル化して、中国やアメリカのその穀物なり、また食材そのものですね輸出入の関係で、今まで産業として成り立つたものが一夜にして瓦解すると、そういう場面もあるわけですので、輸出等々も含めて県にはそういう情報を十分収集して、我々をその有利な方に導くという部分はぜひ担っていただきたいというふうなことも申し上げました。

まあそういうことで大変長くなりましたけども、今回の県の取り組みには全く同調といいますか、一緒にですね黒潮町を売り出していくという思いでおりますので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、この間の幡多でやったがについてですが、具体的に何を申請したかということについては明確な答えはなかったように思っております。私もちよと新聞読んだ中でですね、ここを読んだ、まあこれわざかしか書いてないと思いますので、これをまるきり信用してるわけじゃありませんけども、例えば、黒潮町においてはグリーン・ツーリズム、あるいはブルー・ツーリズムと、それからまあ水産業ではヒラメやアカウニの稚魚を放流というようなことがありますね、ちょっと新聞の中に書き込まれてますけど、これはまあ以前からよりうことであるしよね、新たな申請でも何でもないなど、そういうふうにまあ私は方は勝手に理解したわけです。

で、もうちょっと積極的に何か、思い切った提案がほしいなというふうにまあ思ったわけですが、そのことを聞きたくてですね今日質問席に立ったわけですが、まあ町長の方からもこれといった明確な、こういう

ものを申請してるんだという力強い答えがいただけないので、非常にまあ残念に思っています。

先ほど読んだ新聞の中でですね、地域が県がやってくれると言ったり、県が地域が動かんと言うたりということを申し上げましたけれども、去年まあ大変燃油の高騰につきましてはご理解いただきまして、ご協力もいただきましたけど、そのときにですね私が感じたことは、農協とまあ行政の間でちょっと2、3回、いろいろ行き来をしました。が、やはりそこに先ほど言いましたようなことがね、ちょっとこう伺える。だから去年、燃油のときにもですね、どうか年に1、2回、農協の執行部と行政と腹を割った話し合いをしてくださいよと、本当に農家は困ってるんですよと。だから、農家抜きにしてね、何かこう、先ほど言ったとおりの絵がよね、僕には映るんですよね。ほんでワイワイ言うてやらないかんがですが、やっぱり農協にしてみれば行政がやってくれる、行政にすれば農協が動かんというようなことが、この文章を読みよってですね、何かこう自分には走馬灯のようにこう巡ってきたから、もう大変失礼な言い方かもしれませんけど、今大変苦しくなって、知事も言わんとしてることはですね、今までの行政では駄目ですよと、もうちょっと住民と一緒にになってやりなさい。そのためには、一步踏み込んだ意識改革が大変必要ですよということを指摘されてると思うんですよね。

僕が前に農協のことであちらと言ったかもしれませんけど、現在の農協も大変生産者との間に、まあジレンマいいますか、疎外感があることも事実です。これはなぜかといいますと、やっぱり来たら売っちゃる、来たら相談に乗ってやるというような態度ではですね、住民に信頼は生まれないと思うんですね。だからやっぱしそのへんは積極的に足を踏み込んでくださいよと、そういうことであればですね、例えばこういうふうに知事が出したというふうに、今回でも予算が若干残ってると言うたときにも、日ごろの、まあこんな言い方は私素人ですのでうまくよう言いませんが、訓練が足りてたらですね予算が残ってるというたら、サッと手を挙げてですね事業を取ってくると思うんですね。取ってきたらうるさいぞと、面倒くさいぞという観念が働けばなかなか取りたくないし、そのへんを知事が一生懸命ですね思い切った予算を打ち込んで、どうぞ、地域を底上げしますよと、県政浮揚のことをやりますよと言って、けんど、県知事が一生懸命になってもですよ、各地方から手が挙がってこないとですね、何か知事が宙に浮いてしまう、やろうとすることが浮いてしまう。そういうことを非常にこう強く感じたので、私は今回は具体的に堆肥（たいひ）センターを、あるいは内容をというようなことはあまり言いませんけど、例えば、今回知事が一生懸命打ち出してる中にも、アドバイザーと、それからサポーターの制度までですね、やると力を入れてるわけですので、思い切ったプロをですね呼んできて、まあ今回の当初予算の中にちょっと加工場の修繕というのが入っていますが、私も見たときに、ああ若干動きが見えてきたなど、そういうふうには感じています。

が、先ほども言ったように、何を束ねるのか、何をどういうふうに売っていくのか、ということになってきたんですね、やっぱり慣れたプロのアドバイザー、あるいはサポーターをですね、ぜひ呼び込んでですね、まずそこから道を開いてもらうと、そういうふうにせんとなかなかその殻が破れないんじゃないかなと、そういうふうに思って、私も今発言してるわけです。

だからその、やっぱり、習慣が変われば行いが変わるということをよく言われますけど、本当に思い切ってそのへんを意識改革していかないとですね、いつまでたっても産業振興が図れないんじゃないかなと。だから私は観光産業ですね、以前からハマグリを放流したらどうですかと、これは漁師のためだけでなく、観光客のためにも、ハマグリ掛けにできるようなことを企画をして考えてみたらどうですかと、何回か提言した思います。が、答弁はですね、なかなかまいても漁師が拾うとか、いろんな答弁ですね、まあ漁師が対象なんですね。ほんで私は何か話し合いができるですかと言ってるけれども、観光が抜けてるんです。

だけど、こういうアドバイザーだったら、例えば私の家の近くにですね、鳥取へカニ食いに行く人は随分増えました。行ってますよ、自分の身の回りからも。そういうことを考えるときにね、僕はこちらへ来たらカツ

才も食べていただきし、あるいは鳥取で宍道湖のシジミを食べ、広島で瀬戸内海でカキを食べ、するなら太平洋側でハマグリを食わすぐらいはね、そのぐらいの突拍子もない企画力いうか、そういうもんをやっぱり欲しひわけ。それはやっぱり町内の中におったらね、どうしても。私たちもそうなんです。ハウスの中へ、あるいは施設園芸の中におるとどうしても施設園芸が身の回りを固めてですね、前が見えん、周りが見えん、そういうことがありますので、ぜひほんとに産業振興をやりたいんですが、このプロのアドバイザー、あるいはセンター、そういうものをぜひ入れてですね、今、県が力入れてますので。まあ長い、ずっと、この金が回ってくるわけじやありません。チャンスはそんなに数はないと思いますが、ひとつ本腰ですね、それへ取り組んでもらいたい。そういうふうに私は思ってます。

ほんでもまあ、また6月議会にはですね、あらためて具体的な産業振興についてまた無理を、質問をするかもしれませんが、ただ最後にですね、私の所へこの間12月に堆肥(たいひ)センターのがで質問したためですね、私の所へは非常にね、堆肥(たいひ)のことでは電話が入ります。また、あまり来るので最近ですね現場へ行ってみると、600トン、これだけは、ほかの、前取っていただいた堆肥(たいひ)業者に無理を言って取りに来てくれという相談はしてます。ほんで、そこには新たにコンクリートでですね、トラックに積みやすい荷台を構えてですね、業者が、ああ、これほど苦労してやってるのかという、まつとこうちょっと見せてもらったのですが、日に10トンぐらいのシメジのかすが出てるようです。現在、今年は600トンだけは取ってくれるという予約ははめてるようです。

まあこいうところは考えていくとですね、僕はこれはどうしても町の行政が主となっております。何かしてやらないかんという立場になるべきじゃないかと。ほんでもしてや12月にですよ、あのサトウキビの6町、7町が入りますよと、残骸(ざんがい)が出ますよと言つてありますので、まあこの件はですね、また6月の議会であらためて資料、あれをそろえて質問したいと思います。

町長に最後にですね、そのプロのアドバイザー、それから、そういうものを入れてですね、せっかく予算化しますので、もう少しパッケージ事業として思い切ってこの産業振興をやれるかどうか、もう1回最後にそのアドバイザーの件について質問します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員のご質問にお答えします。

先ほど十分に説明といいますか、しなかった部分で伝わってなかつたんだと思いますが、確かにですね1つの產品を、これをどこまでもやりますというふうなところまでいってないかも分かりませんが、このたび県ですね、中山間地域産業再生モデル事業というのを今度3,000万で今予算計上をして、その中にはアドバイザーラン料というようなものを盛り込んでおります。

それから県の、先ほど議員の質問にもありましたように、県の産業振興プログラムの中にもですね、アドバイザーを誘致するということもできるわけでして、そういうものをフルに活用してやっていきたいと思って、より具体的なことにしていきたいと思っています。

同時に雇用促進協議会でもですね、まさにこういったことを今手掛けておりますので、いろいろな部分で取り組んでおりましたことが1つに集結できると。そういう意味で、メインはですね、あくまでも黒潮印の產品の開発ということで、それが具体的な取り組みというふうに理解をしていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

これで大西章一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は都合上延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは延長することに決定致しました。

議長（小永正裕君）

次の質問者、山本久夫君。

19番（山本久夫君）

それでは、通告どおり1点質問させていただきます。

正式名がですね、黒潮町農産物特産品開発推進奨励交付金事業でいいと思うんですが、21年度の当初予算には、この前が黒潮印特産品開発推進奨励交付金事業というこになってますが、これは一緒でよろしいでしょうか。

はい、それでは質問させていただきます。

過去19年度から、この特産品の奨励金いうのを交付制度を始めてます。19年度が4件、20年度が4件、合わせて8件実施しております。その中で、トータルで19年度が39万4,000円、20年度が35万5,000円、交付決定され交付されておりますが、その後、この交付したこの特産品となろう商品、商品いうのは、今どうなってますか、という質問と。また、今後この事業も21年度もやるわけですから、この19年度、20年度、21年度、この奨励金を交付したものに対してのバックアップ、また検証。それと、その支援方法などについて1点聞きたいと思います。

この質問に対しまして課長が出てきて、黒潮印のさしつせそで終わるんじゃないかと心配しゆうですが、ぜひどういう対応をするのかいうことが大事だと思いますので、そのへんを加味して答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それではですね、山本議員の特産品への支援の実績について伺いたいということについて、私の方からお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、19年度の実績ではですね、4件の品目がありまして、それらの品目について、まあ、もう今どうなっているかということですので、もう端的に、もうそのことについてお答えをさせていただきます。

まあこの、19年度のその品目についてはですね、支援した品目については4つあります、ハーブを基調とした中山間における産業振興ということ。それからシナモン、まあニッケイの木の利用した、材料とした加工品ですけれども、それと、こじさんと、についていうて、ムギみそを地域の農産物の中でのムギみそ作りということ。それからもう1点がですね、馬荷地区において、弘法大師ゆかりの地の七立栗（ななたてぐり）ということで、切り葉、花木ということを取り扱っております。

その、どういう取り組みかということですけれども、ハーブを基調としたですねものについては、自然乾燥やですね、電子レンジで乾燥していたもんがですね、まあ専用ドライ機などの購入によってですね、安定したまあ乾燥葉が得られ、ほかの乾燥食品との製品開発にもつながるというようなことで、今取り組みをしております。

それからシナモンの、その加工品ですけれども、これも安眠枕や杯を製品作りしたもんですけれども、これも今現在、郵便局のゆうパックとも連携しまして、地産地消から地産外商を視野に入れてですね、いろいろと取り組みをしたいという研究中です。それから、こじyanと、ですけれども、ムギみそ作りですけれども、もう現在、町内のですね直販所などで販売しながら、地産外商に結び付けたいというふうに考えているようです。

それから七立栗の関係ですけれども、これはですね、もう積極的に部落もこの七立栗を生かした取り組みを考えておりますし、代表者とも話をするんですけれども、南部の出張所の花卉（かき）の倉庫なんかを、予冷庫なんかを利用してですね販売を致しております。

今言うたようなことが、今の取り組みですけれども、これをほいたら今後ですね、どういうふうな支援をしていくのかということですけれども。これにつきましては先ほどですね、産業振興推進総合補助金、まあいわゆる予算化の中では中山間の、先ほど町長が言った予算化ですけれども、名前が変わりましたので、産業振興推進総合補助金の中でですね、黒潮印の認証なんかにこれを、まあ認証のその協議会で諮りながら、まあ特產品としてですね推進していくというふうに踏んだときにはですね、まあ地産外商的にも、県が都心に設置するアンテナショップ等においてですね推進したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

その品目については分かりましたが、まあもともとね、この支援しているというかね、もともとお金を出してるだけで、その取り組みというのは生産者が一生懸命取り組みゆうわけですわ。ほいで行政が、じゃあ何をしているかいうたら、その実際、奨励金を出した所へ出向いてですね、ひょっとしてクリの木へモモがなったりね、そんなことがないかとかいうくらいはやっぱりね、こう見てくるというか、現地へ行って。実際これが本当に商品となって売れるかとかいうような、ある程度の判断もしなあかんし。そのことを継続していくためにはどうしたらえいかとか。

そらさまざま、その生産者というのは、取り組んでる方、要望があると思うんですね。そうしたこと聞いてこらった、やっぱり生きた金にならん。いつまでたっても特產品にはならんわけで。黒潮印というものを作ろうというのはね、ようその、具体的に僕はどういうもんかというのは分からんですよ。ラベルなもんか、袋なもんかというのは分からんですけど。

よう京野菜なんかでよくある、町長は知ってると思うけど、京野菜なんちゅうのは、ダイコンというのはそこらのどこへ生えちゅうダイコンとかね、ネギがものすごい高いですよね。あれは何いうか、京の、そのふるさと産品協会というのがあって、そこがJAに対してこういうもんを作ってくださいと。品目と、ほんでそれは、ここで作ってくださいと、産地を指定するんですよ。ほんで指定されたJAは、今度生産者を指定するんです。皆、この人に作っていただきますと。そうして、その人が作ったのみを京野菜としてラベルを張って出すわけです。だから、食の安全なんかにつながるということでね、もうすごいこの順番にたどつていったら道しるべがあるから、この野菜は京都やいいゆうけど、ほんまはどこぞそこらの裏なるダイコンとちやうぞというようなイメージがあって高くなっていくわけですね。

だから、そういうイメージで黒潮印を考えているのか、ね。カツオとラッキョウを下へちりばめて、こうワッペンみたいなの作って張つたらええというような感覚でやりゆうもんかというのは、僕は妙に分からんのですが。やっぱりそういう京野菜によくはいかんとは思いますけど、今、課長の答弁の中にあった、ある程度、協議会なり協会を使うて、そういうもんを、認証制度を作つて、それであるものを黒潮印いうもんを作つて、それで商品開発をしていただいた方々の商品を集めて、それに張つて売ろうというような流れを一応持つちょ

うわけよね。その基地になるのが、21年度に当初予算で上がっているその保育所を改修してね、目的外使用をして、許可をもらうてそこを直して、980万ぐらいですかね、備品と修繕費で。それを組んで、その施設を直して、そこへ入ってもらって、そういう、今まで種をまいたやつが芽が育ったやつを集めてもらって、そこで加工するなりして売ろうとしゅうがですね。

じゃあ、それを誰がやるかです。協議会へ任せっぱなしなもんか、JAとか漁協とかとタイアップして、主を町が持つてやるかで全然違うわけですわ。ただ、これもやったあれもやつたでばらばらにやってね、思い思いに芽が出て、ちょびっとずつしか実がならんじゃあやっぱりいかんわけで。その集めて何とかしようというがやつたら、特に町長は特産品についてはね、力を入れちゅうわけですから、そういう分野には強いし、そういう目的も多分に、普通の質問聞きよってもどんどん答弁の中で伺えますから、相当特産品にはやる気があると思うんですが、そのへん町長、どういう式に、具体的にやろうとしゅうもんかいいうことを、当初に予算も上げたんですから、一応それを指定管理者でやらずもんやら、直営でやるがじやというような具体的なところまでね考えて、この予算をして、特産品の開発に頑張ると、取り組みをしているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

もう1回おさらいといいますか、私が特に今回ですね、何か光が差したというふうに感じておると申し上げたのは、今言ういろんな団体、個人だったり、いろんな次元でできたもん、あるいはできようとしてるもん、それをまあ束ねることができるというか、1つに集約することだけで、それはもう認証制度ということになろうかと思います。

そして、先ほどの大西議員の質問に答弁しましたように、今度の保育所の件ですけども、これはその後5,000万の事業に、県の方はもう産業振興の推進の中での事業で変わってきました。それで我々の方もですね、今、時間的な問題もございましたので、保育所を対象にした3,000万という予算で3年間ということで上げてはおりますけども、間もなく具体的にですね、早咲の町有地がございます。そこで、最終的な5,000万、5,000万、5,000万の3年間の中でですね、一定の加工施設を造っていきたいというふうに思っております。

そんで、いわゆる議員の質問にありましたように、大事なのは、そういう取り組みというのは分かったとしてもですね、誰が責任持ってやるのかということですが、まあこれ4月からの取り組みということになりますので、いずれにしても、まあそういう施設ができるというのは多少時間もまだかかります。3年間ということで取り組んでいくわけですが、その中で取りあえずは、特産品協議会という名前を、取りあえずはお借りしなくちゃいかんだろうと。しかしそのうちに、その営利目的とした会社というようなものを育て上げると。もし、そういうことがありますね、うまく筋道が付かないようであれば、第三セクターというような形にでもしなければならないという覚悟であります。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再々質問します。

まあ町長、第三セクターでもやるぞというばあな馬力をもって、特産品の開発には取り組むということですが、要は協議会に任そうと、どこへ任そうというのはもうかまんのですけど、要は僕はその、行政がね、特産品とかいう言葉を一番使いゆうのは行政なんです。農協とかね、漁協でね、市場でびっしり特産品やと言いや

う人あんまりようけおらん。やっぱり行政が一番言ってるんだ、特産品特産品いうて、これは。それ言う割には責任がないというかね、いう部分は本当にあります。

言うのは一番使うけど、一番力を入れんのも行政。何とかしてほしい、言わんけど何とかしてほしいと思いつるのは農協であったり漁協。このギャップというのはすごい。だから、特産品というたら何か売り言葉でこう素晴らしいように聞こえがええ。さもやりゆうような気になりかねんのね。

ぜひ今回そういう、ある程度の事業を入れてお金も使って、公の施設も改修までしてやるんですから、やっぱり任せっきりにならんように、必ず、つくったけどあまり利用もされんずつ、それが特産品になったというようにならんように。ぜひ、その力を入れてやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

答弁はいただきます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

いつも山本議員には励まされたりで、つい引き込まれてですね、過ぎたことを言ってしまうくらいがありますが。

まあ、この事業の取り組みについてもですね、本当に全力で取り組みます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで山本久夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 17時 07分